

5日目 (3月30日)



第1回福生市議会定例会会議録（第5号）

平成21年3月30日福生市議会議場に第1回福生市議会定例会が開催された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	武藤 政義君	2 番	清水 義朋君	3 番	末次 和夫君
4 番	杉山 行男君	5 番	乙津 豊彦君	6 番	堀 雄一朗君
7 番	原田 剛君	8 番	奥富 喜一君	9 番	阿南 育子君
10 番	高橋 章夫君	11 番	原島 貞夫君	12 番	串田 金八君
13 番	田村 昌巳君	14 番	増田 俊一君	15 番	大野 聰君
16 番	羽場 茂君	17 番	青海 俊伯君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

なし

1 欠員は次のとおりである。

なし

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	加藤 育男君	副 市 長	坂本 昭君	教 育 長	宮城 眞一君
企 画 財 政 部 長	田中 益雄君	企 画 財 政 部 参 事	大越 英世君	総 務 部 長	野崎 隆晴君
市 民 部 長	野島 保代君	生 活 環 境 部 長	森田 秀司君	福 祉 部 長	星野恭一郎君
子 ども 家 庭 部 長	町田 正春君	都 市 建 設 部 長	小 峯 勝君	会 計 管 理 者	小林 重雄君
教 育 次 長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	榎戸 宏君
監 査 委 員 事 務 局 長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	吉野 栄喜君	議 会 事 務 局 次 長	高木 裕子君	次 長 補 佐 兼 議 事 係 長	大内 博之君
-------------	--------	---------------	--------	-------------------	--------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成21年第1回福生市議会定例会議事日程(5日目)

開議日時 3月30日(月)午前10時

- |       |        |  |        |
|-------|--------|--|--------|
| 日程第1  | 議案第2号  | 福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例      | (審査報告) |
| 日程第2  | 議案第1号  | 福生市の一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例          | (審査報告) |
| 日程第3  | 議案第3号  | 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第4  | 議案第4号  | 福生市庁舎建設基金条例の一部を改正する条例                  | (審査報告) |
| 日程第5  | 議案第5号  | 福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例           | (審査報告) |
| 日程第6  | 議案第6号  | 福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例          | (審査報告) |
| 日程第7  | 議案第7号  | 福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例      | (審査報告) |
| 日程第8  | 議案第8号  | 福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例      | (審査報告) |
| 日程第9  | 議案第9号  | 福生市介護保険条例の一部を改正する条例                    | (審査報告) |
| 日程第10 | 議案第10号 | 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例                  | (審査報告) |
| 日程第11 | 議案第11号 | 福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例              | (審査報告) |
| 日程第12 | 議案第14号 | 福生市中小企業振興資金融資一時補てん基金条例を廃止する条例          | (審査報告) |
| 日程第13 | 議案第12号 | 福生市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例                   | (審査報告) |
| 日程第14 | 議案第13号 | 福生市安全安心まちづくり条例                         | (審査報告) |
| 日程第15 | 議案第17号 | 平成20年度福生市一般会計補正予算(第5号)                 | (審査報告) |
| 日程第16 | 議案第18号 | 平成20年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)           | (審査報告) |

- 日程第17 議案第19号 平成20年度福生市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
（審査報告）
- 日程第18 議案第20号 平成20年度福生市下水道事業会計補正予算（第2号）  
（審査報告）
- 日程第19 議案第21号 平成21年度福生市一般会計予算（審査報告）
- 日程第20 議案第22号 平成21年度福生市国民健康保険特別会計予算（審査報告）
- 日程第21 議案第23号 平成21年度福生市老人保健医療特別会計予算（審査報告）
- 日程第22 議案第24号 平成21年度福生市介護保険特別会計予算（審査報告）
- 日程第23 議案第25号 平成21年度福生市後期高齢者医療特別会計予算（審査報告）
- 日程第24 議案第26号 平成21年度福生市下水道事業会計予算（審査報告）
- 日程第25 議案第27号 平成21年度福生市受託水道事業会計予算（審査報告）
- 日程第26 議案第28号 福生市自転車駐車場の指定管理者の指定について  
（審査報告）
- 日程第27 陳情第20-11号 介護保険に関する陳情書（審査報告）
- 日程第28 陳情第21-2号 福生市議会の議場に国旗及び市旗の掲揚を求める陳情書  
（審査報告）
- 日程第29 議員提出議案第1号 福生市議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第30 陳情第21-3号 福生市議会議場に「日の丸」を掲揚することに反対する  
陳情書
- 日程第31 陳情第21-4号 福生市議会の議場を市民のための静ひつな議論の場に保  
つための陳情書
- 日程第32 議員派遣について
- 日程第33 閉会中の継続審査申し出について
- 日程第34 特定事件の継続調査について

平成21年第1回福生市議会定例会議事日程(5日目)

(追加その1)

追加日程第1 議員提出議案第2号 総務文教委員会委員長不信任決議

午前10時 開議

○議長（原島貞夫君） ただいまから平成21年第1回福生市議会定例会5日目の会議を開きます。

○議長（原島貞夫君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたさせます。

（吉野議会事務局長報告）

- 1 議案の受理について（議員提出議案第1号）（別添参照）
- 2 陳情書の受理について（陳情第21-3号、陳情第21-4号）（別添参照）
- 3 平成21年1月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- 4 本会議資料の提出について（議員提出議案第1号）（別添参照）

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君） おはようございます。御指名をいただきましたので、去る3月26日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告させていただきます。

まず、日程でございますが、各委員会で審査をし、結論を得ました議案の審査報告を日程第1から日程第28までとして組ませていただきました。

それから、新たに議員提出議案が1件、陳情者から陳情2件が提出されておりますので、日程第29から日程第31として組ませていただきました。日程第32の議員派遣につきましては、閉会中における議員派遣についてお諮りしようとするもので、本日の日程に組ませていただいております。それと、日程第33及び日程第34につきましては、閉会中の継続審査申し出と、特定事件の継続調査として組ませていただきました。

日程の順序につきましては、お手元に御配付の日程表のとおりと決定をいたしております。

それから、新たに提出されました案件の取り扱いでございますが、日程第29、議員提出議案第1号、福生市議会会議規則の一部を改正する規則につきましては、慎重審議の上即決することとし、また、日程第30、陳情第21-3号、福生市議会議場に日の丸を掲揚することに反対する陳情書及び、陳情第21-4号、福生市議会の議場を市民のための静ひつな議論の場に保つための陳情書につきましては、お手元の付託表のとおり総務文教委員会に付託し、審査を願うことと議会運営委員会としては決定をしております。

次に、全員協議会でございますが、理事者側及び議会側から協議事項がございますので、本会議終了後に開催を願うことといたしました。

以上でございますが、本定例会の最終日でございますので、議員各位の御協力をお

願ひ申し上げまして報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） これより、日程に入ります。

この際、既に配付してあるとおり、各委員会から審査報告書が提出されておりますので、各委員会の審査報告書の朗読については省略いたします。

日程第1、議案第2号、福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案については総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務文教委員長 田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君） おはようございます。御指名をいただきましたので、議案第2号、福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、ボランティア休暇についてだが、現状の年次休暇プラス5日間でよいのか。また、職員の年次休暇の消化率と近隣の自治体の現状も教えていただきたいとの質疑があり、理事者より、年次休暇にプラスして5日間でよい。年次休暇の消化率については、19年度の確定数値であるが、福生市は年間10.1日、26市の平均は12.9日であり、26市中25番目に少なく、一番少ない市は、7.7日一番多い市は、15.5日であるとの答弁がありました。

別の委員より、ボランティア休暇について、具体的に相当と認める場合、本人の申請によるのか、何か証明を持って来るのかとの質疑があり、理事者より、本人の申請によりということ、ほとんどが団体を通じた形でのボランティア活動であり、団体の企画書などを添付していただくとの答弁がありました。

さらに別の委員より、妊婦中のつわりの関係で、1回の妊娠について、妊娠中のつわりの関係で、1回の妊娠について2回まで費用単位として合計10日ということは5日間で取れるということか、自己申告で休めるということか。また、職員が生後満1年に達しない乳児を育てる場合、1日2回、1回につき45分の休みが取れるということだが、その内容の詳細を伺いたい。それから、ボランティア休暇について、これには福生市の場合は七夕まつりも含まれているということで、それぞれ各地域のお祭りなども、これに入ってくるのか。また、手続については、どうなるのかとの質疑があり、理事者より、妊娠症状対応ということで、つわりについては、証明書添付が難しいと思われるので、自己申告という形である。それから、ボランティア休暇については、地域の祭りも対象にしている。また、生後満1年に達しない乳児を育てる場合だが、通常育児時間と呼ばれているもので、産後休暇が終わって復職した場合、大概の場合は保育園等に預けるが、1回につき45分で1日2回ということで、朝に45分、夕方に45分という形でそれをまとめて朝だけ1時間半とか、夕方1時間半と

かという取り方も可能であり、おおむね保育園の送り迎えなどと考えているとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ、当委員会の報告どおり、御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で、報告は終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第2号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長の報告のとおり、可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第2、議案第1号、福生市の一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務文教委員長 田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君） 御指名をいただきましたので、議案第1号、福生市の一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、この条例改正を行った経緯を教えてください。また、休暇と休職の給与保障などはどうなっているのか。それから、3年たつと休職という形でなくなると思うが、その場合、それ以降また長期の療養が必要な場合の職員の身分と給与も含めて教えてくださいとの質疑があり、理事者より、休職が改正された経緯は、数年前に関西の方だったと思うが、こういったことを繰り返し取得することによって、職員が職務につかないことが長期間あった。このようなことをなくすために通算をして、長い期間、休職、あるいは病休が取れるような形を定めたものが通算規定である。病気休暇は、有給であるので100パーセント支払い、病気休暇が過ぎると休職という分限処分になるが、これが1年間で、給与は80%である。それから、1年間休職期間が過ぎると、無給になるが、東京都市町村共済組合から療養手当金のような形で補てんがおおむね80パーセントぐらいされ、それが1年半あり、残りは6ヵ月にな

るが、市、共済からも出ないので、収入はゼロということになる。そして、6ヵ月が過ぎると、分限処分である免職ということになるとの答弁がありました。

別の委員より、失職の例外だが、情状によるところは変わっていないと思うが、例えば、酒酔い運転をして事故を起こした場合、具体的に何がどのように変わったか。それから、病気休職の場合、全体で何日、免職になるまでの期間が変わったのか説明していただきたいとの質疑があり、理事者より、酒酔い、酒気帯びはすべて免職となるが、情状により、特に認めた場合、例外規定を適用することがある。病気休暇あるいは休職については、病気休暇の場合、7ヵ月が90日に短縮され、休職については、同一疾病については、通算をして3年以内で休職期間が終わるということになるとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり、御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で、報告は終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第1号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第3、議案第3号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務文教委員長 田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君） 御指名をいただきましたので、議案第3号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、再雇用について、期限はあるのかとの質疑があり、理事者より、再任用の任期は、個人で違うものであり、再任用が終わってから、65歳までになるとの答弁がありました。

別の委員より、通訳のできる総合窓口事務嘱託員をずっと確保する制度をつくるつもりはないのかとの質疑があり、理事者より、専門的な部分になるので、今後も需要に応じて考えていくとの答弁がありました。

さらに、別の委員より、各種の非常勤の特別職に、同じような方がメンバーに入っているが、その辺を調整されたことがあるのかお聞きしたいとの質疑があり、理事者より、協議会の性格や、目的、内容等々を考え、相談させていただいており、これまでの経緯も含め、時と場合の対応をしているとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第3号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第4、議案第4号、福生市庁舎建設基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務文教委員長 田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君） 御指名をいただきましたので、議案第4号、福生市庁舎建設基金条例の一部を改正する条例につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、庁舎維持管理というと改良の場合には基金を使わないのかお聞きしたい、との質疑があり、理事者より、工事が入ると改良工事という名称となり、維持管理についてはその状況、過程により、適時使用していく考えでいるとの答弁がありました。

別の委員より、基金の使い方を詳しく教えてほしいとの質疑があり、理事者より、庁舎については、今後、従来10年、15年というライフサイクルコストの中で、いろいろ修繕、大規模回収が予定されている。その財源として活用させていただくことになる。余裕があれば基金に積み立て、将来の需要に対応していきたいとの答弁があ

りました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり、御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で、報告は終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第4号について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第5、議案第5号、福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務文教委員長 田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君） 御指名をいただきましたので、議案第5号、福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例について、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、条文中どのような規定が入って繰り下がったのかとの質疑があり、理事者より、新たに6条として、共同調理場のことについての規定が入ったとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第5号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長の報告のとおり、可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第6、議案第6号、福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(市民厚生委員長 阿南育子君登壇)

○市民厚生委員長(阿南育子君) おはようございます。御指名ですので、議案第6号、福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、審査報告をさせていただきます。

これは、乳幼児医療費の助成対象について所得制限を廃止することと、児童福祉法の改正により、小規模住居型児童養育事業が創設されたことによる規定の整備のための条例改正です。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、小規模住居型児童養育事業と東京都のファミリーホーム制度、それから里親制度、それぞれの概要と、児童福祉法改正により変わるものは何か。また、所得制限の廃止で予算額は幾らになるか。数年で実施すると幾らになるか。また、4月に実施しなかった理由は何かとの質疑があり、理事者より、この小規模住居型児童養育事業は養育者の住居において5、6人程度の子どもを養育する事業で、都道府県から委託される事業である。東京都において、この養育事業をホットファミリーと呼んでいる。里親制度には専門的なケアを必要とする例えば被虐待児、また、知的障害をお持ちのお子さんの場合は専門養育家庭という養育家庭制度、また、両親の死亡等により施設等で生活している子どもを引き取り養育する3親等以内の親族過程の里親は親族里親制度、それから養子縁組を前提として子どもを養育する養子縁組里親がある。

今回の小規模住居型養育事業は、児童相談所で一時保護を必要とする等のお子さんで、例えば虐待を受けたお子さんとか、養育家庭に問題がある御家庭のお子さんを一時的に里親に預ける場合、例えば、児童養護施設では大勢のお子さんがあるところでの養育となり、お子さんにとって少し負担が大きいということで、5、6人の小規模で養育した方が負担が少ないのではないかとできた事業である。また、児童福祉法の改正の子育て支援課関係では、改正内容は幾つかあるが、要保護児童対策地域協議会の機能強化があり、養育支援が特に必要な児童やその保護者、また妊娠時から出産後においても支援が必要な特定妊婦についても、要保護児童対策地域協議会で見守りをしていこうというものである。また、乳幼児の医療費については、東京都の補助対象

になるお子さんが3187人、市が単独で対象にするのは147人を見込んでおり、合計で3334人である。21年度は9368万8000円くらいを予算計上している。通年で実施すると9561万1000円である。4月からの前倒し実施については、まず最初に補助率とか補助の内容について、東京都にあらかじめ申し入れをすると、都が、都の補助内容の方の受給者番号と、市単独の方の受給者番号を付れたり、医療の審査をする連合会とも内容を申し入れながら委託契約を結ぶ、そうした準備に6カ月くらいかかるということで、10月の実施としたとの答弁がありました。

さらに委員より、里親の場合は行政が医療費を全額負担するが、この小規模住居型児童養育事業も全額負担と理解してよいのかとの質疑があり、理事者より全額負担であるとの答弁がありました。

別の委員より、標準負担額を食事療養標準負担額に改めるということで、食事療養というのが入っているが説明してほしいとの質疑があり、理事者より、入院をされた場合には、入院の食事負担額ということで、一般の方は1食につき260円負担する。それで、生活のところで生活療養標準負担額という名称があり、食事について、食事療養標準負担額と改めたとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で、報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第6号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第7、議案第7号、福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（市民厚生委員長 阿南育子君登壇）

○市民厚生委員長（阿南育子君） 御指名ですので、議案第7号、福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、審査報告させてい

ただきます。

これについても所得制限を廃止することと、小規模住居型児童養育事業が創設されたことによる規定の整備のための条例改正です。

委員より、市内に対象人数はどのくらいいるか、それと予算的にどのくらい見込んでいるか。また、これについても4月1日からではなく10月1日施行の理由は何かとの質疑があり、理事者より、対象人数は4400人で90パーセントくらいのお子さんと考えている。20年度現在3021人を予算に組んでいたが、21年度では2971人で、それに所得制限廃止で935人、ひとり親家庭制度から移行してくる人が464人、合計で4400人が該当すると考える。それと、10月実施については先ほどと同じで、東京都や連合会、医療関係などの調整があるのが理由である。予算については、4月から実施すると3338万6000円くらいになると考えているとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で、報告は終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第7号について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第8、議案第8号、福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（市民厚生委員長 阿南育子君登壇）

○市民厚生委員長（阿南育子君） 御指名ですので、議案第8号、福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、審査報告をさせていただきます。

これも小規模住居型児童養育事業が創設されたことによる改正です。理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、市内のひとり親家庭の実態を教えてほしい。また、家賃補助などの助成についてはどうかとの質疑があり、理事者より、ひとり親家庭の状況は現在医療費助成制度の対象者は母子世帯が大体618世帯、父子世帯については、21世帯くらいで、合計で約639世帯が該当になっている。また、父子家庭には、児童育成手当という1万3500円の手当がある。母子家庭については、それに加え児童扶養手当がある。また、必要であれば、ひとり親家庭にはホームヘルプサービスでヘルパーの派遣を行っているとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で、報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。これより議案第8号について採決いたします。

本案にする委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第9、議案第9号、福生市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（市民厚生委員長 阿南育子君登壇）

○市民厚生委員長（阿南育子君） 御指名ですので、議案第9号、福生市介護保険条例の一部を改正する条例について審査報告をさせていただきます。

これは、第4期介護保険計画の介護保険料見直しで、平成21年度から23年度の保険料率の額の改正と、段階を6段階から10段階へ改正するための条例です。

理事者の説明の後、質疑に入りました。委員より、今回一般質問でも経済的理由で介護を受けられない人をなくすことについて、経済的に耐えられない人には負担を求めないこと、保険料などは応能負担に改めることを取り上げたが、低所得者に対して配慮した所得段階別保険料設定が提案されたので、賛成を表明するとの意見がありました。

別の委員より、近隣の状況を4段階のところで教えてほしいとの質疑があり、理事

者より、昭島市は第3期が4100円で、第4期が4350円、あきる野市は第3期が4200円で、第4期は据え置き、羽村市は第3期が4000円で、羽村市も第4期は据え置き、瑞穂町は第3期が4283円で、第4期が4200円であるとの答弁がありました。

さらに委員より、保健士、社会福祉士、ケアマネジャーは人数をふやすことは考えていないのか。福祉サービスの第三者評価については、どのように考えるかとの質疑があり、理事者より、保健士、社会福祉士、ケアマネジャー体制は、地域包括支援センターについてであるかと思うが、18年度の改正のときにできたものだが、生活圏を一つと考え一カ所で立ち上げた。第4期も現行体制でやっていこうと考えている。また、第三者評価ということだが、介護保険制度の評価ということでは、地域福祉推進委員会に御報告し、意見をいただき、次の計画に反映させていくとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたします。審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で、報告は終わりました。これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第9号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第10、議案第10号、福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（市民厚生委員長 阿南育子君登壇）

○市民厚生委員長（阿南育子君） 御指名ですので、議案第10号、福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、審査報告させていただきます。

これについても、先ほどの小規模住居型児童養育事業の創設に伴う条例の整備で、里親と同様医療費についても都道府県から委託費の一部として支払われるため、国民健康保険の被保険者とししないことの整備です。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、さしたる質疑もなく、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で、報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。これより議案第10号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第11、議案第11号、福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設環境委員長 乙津豊彦君登壇）

○建設環境委員長（乙津豊彦君） 御指名をいただきましたので、議案第11号、福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、この改正は融資枠が拡大され、返済期間も延長されるということですので、らしい事業であり、「五つの元気」にも記載されているが、長く福生に住んでおられる方が事業で赤字を抱えている場合、この制度が使えるのか。また、今年度の大体の見込みについてはどの程度を考えているのかとの質疑がありました。理事者より、今回の融資条例については、東京信用保証協会の保証をつけてもらうことを条件としており、東京信用保証協会の保証の審査のポイントとして、資金の使途、効果、事業性の資金か、返済能力、利益で返済が可能であるのか。それと、資金の調達力、経営者としての経営力、経営意欲、また信頼性とかがあるので、これらに合致すれば、この制度は適用できると考えている。また、見込みについて、条例として窓口を大分大きく広げたので、予算としてこれまでの50件の倍、100件程度を計上した。せっかく利用しやすく改正したと思っているので、何かあればどんどん利用していただきたいとの答弁がありました。

さらに委員より、申請するに当たって提出する書類は何かとの質疑がありました。

理事者より、融資申込書、開業資金の場合、開業計画書、見積書、市税の納税証明書、個人では所得税、または事業税の納税証明書、法人では法人税または事業税の納税証明書、また、個人の場合、世帯全員の住民票、法人の場合は登記簿謄本、印鑑証明書、前年の確定申告書及び決算書の写し、営業許可が必要な場合は、営業許可書の写しが必要であるとの答弁がありました。

他の委員から、今回、限度額が広がり、追加融資もできる。連帯保証人がいらなくなった、さらには条件が非常に緩和されて、対象が広くなり、ありがたいと思っているが、本当に借りたい方はぎりぎりの中でやっているわけで、従来融資を受けていた中で、条件変更をお願いしたいとしても、信用保証協会は条件変更というのを理由に保証をつけないことがある。そこで、この保証協会や農業信用基金協会に代わるような、もう少し緩やかな、本来のセーフティーネットというか、下支えできるようなものはないか、との質疑がありました。理事者より、市としては、市内の特定金融機関との契約で、金融機関の支援をいただいているわけだが、融資なので融資額が担保されるという形を確保する必要があると考えている。信用保証協会、または農協の基金協会等で融資額を担保することが市内の金融機関からの融資をより活性化できると考えているので、この条例以外のところでの確認ができていない。本当に緊急なものについては、国のセーフティー保証で、過去3ヵ月、また前年と比べて3%以上の収入減の方には適用して借りられるので、この制度に乗っていただきたい、との答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより、議案第11号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり、可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第12、議案第14号、福生市中小企業振興資金融資一時補てん基金条例を廃止する条例を議題といたします。

本案については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告

を願います。

(建設環境委員長 乙津豊彦君登壇)

○建設環境委員長(乙津豊彦君) 御指名をいただきましたので、議案第14号、福生市中小企業振興資金融資一時補てん基金条例を廃止する条例につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、第2条で基金の額が200万だったわけで、これは昭和52年につくられた基金条例なのだが、今までこれを活用されたケースはあったか。現実に機能していた条例なのかどうかを確認したいとの質疑がありました。理事者より、昭和54年ごろ確か1回あったと思うとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第14号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に、日程第13、議案第12号、福生市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(市民厚生委員長 阿南育子君登壇)

○市民厚生委員長(阿南育子君) 御指名ですので、議案第12号、福生市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について、審査報告をさせていただきます。

これは、国が20年度追加経済対策として、介護従事者の処遇改善を図るが、介護保険料の急激な上昇を抑えるための特例交付金が交付されるとのことで、それを受け入れる基金の設置をする条例です。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、第3条に預金その他最も確実なかつ有利な方法により保管しなければと

あるがどのようなことが考えられるのか。また、必要に応じ最も確実な有利な有価証券に変えるのは、会計管理者であるとのことだが、一存でできるのかとの質疑があり、理事者より、最も確実かつ有利というのは相反するところがある。現実的には定期預金というようなところが一番確実かつ、有利かなと考える。担当課と会計管理者が協議をし、決定することになろうかと思っているとの答弁がありました。

別の委員より、介護報酬を3%引き上げることにより、介護労働者の報酬が1人2万円賃上げできると考えているか、介護事業者はどのように反応しているかとの質疑があり、理事者より、職種や働き方、経験年数などが関係してくるし、新聞報道などを見ると、思った賃上げができないというようなことが言われている。市が法人等への監査などの権限がない状況だが、東京都や国でも報酬改定分がどのような形で介護従事者へ行きわたったかどうかの監査や公表をするべきという意見もある。市としても事業者連絡会等を通じて聞いてみたいところである、との答弁がありました。

さらに委員より、福生市内でもことし3月末で廃業する居宅介護事業者が1件出たと聞いているが、他の状況はどうか。廃業の届け出の制度はあるのか。また、小規模居宅介護事業者の支援策を模索する必要があると考えるが、プロジェクトなどの構想はあるかとの質疑があり、理事者より、辞めるところの情報はつかんでいない。届け出は東京都に行くことになっているので、都から市へ連絡が入るはずである。また、現時点では正確な把握ができていないし、事業者連絡協議会もあるので、連携を密にして、深刻な状況になるようであれば、そのときに対策も考えたいとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で、報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより、議案第12号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第14、議案第13号、福生市安全安心まちづくり条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務文教委員長 田村昌巳君登壇)

○総務文教委員長(田村昌巳君) 御指名をいただきましたので、議案第13号、福生市安全安心まちづくり条例について、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、協議会が新たにできるとあるが、市民の責務とか、事業者の責務はどのような形で周知させるのか。また、この条例ができたことで、行政の活動など特段変化はあるのかとの質疑があり、理事者より、責務等の周知だが、市民についてはピッキングに備えた鍵の交換、割れにくいガラスへの交換、補助錠の設置等。事業者等については、防犯パトロールの協力などを含め、市広報、ホームページ、パンフレット等で周知を図りたいと考えている。特に、特段の変化等だが、基本理念のもと、市、市民、事業者等の責務を明確にし、連携、協力など法的な裏付けが設けられ、行政としても活動を支援していけると考えているとの答弁がありました。

別の委員より、何か事件等があった場合の協議会の招集は、協議会が主となるのか、市が主となるのかとの質疑があり、理事者より、協議会は協議会の会長が招集するという進めていきたい、との答弁がありました。

さらに別の委員より、市民の代表の決め方はどのようになっているのか。また、実行はどこで、どういうふうに行うか、結果的にはいつも自治会、町会が下請になってしまうが、独自の組織ができるのかとの質疑があり、理事者より、市民の代表の決め方は、広報等に掲載して公募していきたい。また、活動については、まず組織団体である福生警察署、福生消防署、防犯協会、交通安全推進委員会等に市の思いをお願いし、その方を通じて市民に伝達していくような形を考えている。また、独自の組織については考えていないとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第13号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長の報

告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君）午前11時10分まで休憩いたします。

午前11時1分 休憩

~~~~~

午前11時10分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15、議案第17号、平成20年度福生市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案については、総務文教、建設環境、市民厚生 の3常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。

（総務文教委員長 田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君） 御指名をいただきましたので、議案第17号、平成20年度福生市一般会計補正予算（第5号）（歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分）について審査報告をさせていただきます。

まず、歳入及び繰越明許の補正及び債務負担行為の補正について、理事者の説明の後質疑に入りました。

委員より、道路占用料が減額になった原因は何かとの質疑があり、理事者より、当初予算には、減免を見込まない形で計上しており、ここで減免が確定し、それに伴った減額補正であるとの答弁がありました。

別の委員より、利子割交付金、株式等の譲渡、自動車取得税までの減税補正だが、この減額の情報の時点、21年度予算の策定の情報は、21年度予算が確定後にこれのできたのか、それとも同時期かお聞きしたいとの質疑があり、理事者より、東京都の情報に基づいて、同時期に数字をいただいているが、東京都の予算編成時期が早いので、年度末における冷え込んだ形のものは見込んでいないため、21年度については、同時期といっても、さらに厳しくなってくるとの報告を受けている、との答弁がありました。

さらに別の委員より、市町村総合交付金、拝島駅の工事で返す分が、今回福生病院の建設費の負担金になり、うまくいったが、通常でこのような組み方ができるのかとの質疑があり、理事者より、公債費については市町村総合交付金充当ができないことになっているため、福生病院の建設の直接的な工事費がなくなってしまうと、総合交付金の充当が難しくなってくるという状況である、との答弁がありました。

次に、歳出について理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、地上デジタル放送移行対策事業費について、まずテレビのサイズはどのくらいのものか。また、それぞれの学校について工事をすると、学校内にあるテレビの入れ替えがすべて済むのか。また、地域の業者を中心に工事を依頼していくのかについて、お聞きしたいとの質疑があり、理事者より、テレビのサイズは、42インチのテレビをつける予定である。入れ替えについては、今回工事をする小学校3校、中

学校2校については全教室であり、学校等のテレビの入れ替えはすべて終了となる。また、購入については、地元企業の育成ということで、登録してある地元業者を優先して指名をしていきたいと考えている、との答弁がありました。

別の委員より、退職手当組合の特別負担金について、これは、いつやめるのか、何名くらいなのか、中身もお聞きしたいとの質疑があり、理事者より、今年3月31日付けで退職する職員であり、勸奨退職者3名が主な増額の理由で、定年退職者12名も含まれているが、若干当初見込んだ額よりも額が変更となっているとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり、御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

(建設環境委員長 乙津豊彦君登壇)

○建設環境委員長(乙津豊彦君) 御指名をいただきましたので、議案第17号、平成20年度福生市一般会計予算(第5号)(歳出予算のうち建設環境委員会所管分)につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、スリムな市役所ということで人件費の抑制、精査について非常にまじめに取り組んでいると思うが、各款にわたって努力した経過についてお尋ねしたい。また、かに坂公園に関する説明があったが、市営競技場等で駐車場がなくて困っているということがあり、かに坂公園の駐車場の整備ができると、利用者にも大変喜ばれると思うが、市営競技場の影響も加味されるのかどうかとの質疑がありました。理事者より、今回は人事異動、あるいは給与会計ということで、給与改定の面では、地域手当を東京都は16パーセントだが、これを15パーセントにして1パーセント下がっている。その辺が一番の努力した結果ではなかろうかと思っている。また、かに坂公園の駐車場の件は市営競技場がもしいっぱいになった場合にはそんなに距離がないので、そちらも利用していただくと考えている、との答弁がありました。

他の委員より、財源振替で、やなぎ通りで515万円、かに坂公園関係で150万円と国庫支出金の方から出るという形になったが、この補正が終わった段階でそれぞれの事業全体で、市単費、特定財源でどのくらい出ているのか、との質疑がありました。理事者より、今回の補正は工事費が2257万5000円の契約、用地費が687万8000円の事業を行っており、その2分の1の1472万6000円の補助をいただいているとの答弁がありました。

さらに他の委員より、聞きたいのはやなぎ通りの整備事業全体の中で、市の単費がどのくらい、いろいろの補助がどのくらいあるのかとの質疑がありました。理事者より、やなぎ通り全体で19億5952万8000円ほどかかっており、そのうち補助対象事業費は12億9338万円であり、そのうち東京都の補助金としては6億4669万円、全くの単費というのが6億6614万円であるとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

(市民厚生委員長 阿南育子君登壇)。

○市民厚生委員長(阿南育子君) 御指名ですので、平成20年度福生市一般会計補正予算(第5号)(歳出予算のうち市民厚生委員会所管分)について審査報告をさせていただきます。、福生病院建設費補助金についてや、子ども家庭支援センターの移転の遅れに伴う補正予算などが審査されました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、認知症高齢者グループホーム防火対策緊急整備事業補助金140万円については、スプリンクラーの規格制定が年度内に合わなかったとのことだが、説明してほしい。また、特定健康診査等追加項目健診委託料のマイナス482万8000円は、受診者数と目標に対してどのような状況かとの質疑があり、理事者より、グループホーム防火対策緊急整備事業補助金については、特定施設の水道連結型スプリンクラーの性能確認が遅れ、省令の告示などが遅れたということである。また、特定健康診査についてであるが、受診者数は、7130人を超えると見ている。目標50%であるが、5~10%下回る見込みである。しかし、21年度からは特定健診も5月から7月の3カ月間ということで、社会保険もこの時期に行われるということなので、21年度は上がっていくと見ているとの答弁がありました。

委員より、福生市は健診率は高かったので、維持か伸びるように努力してほしいとの要望がありました。別の委員より、福生病院組合費で、建設費負担金が精査した結果、この3500万円が減ったとの説明があったが、土壌汚染のことがあったが、その工事も終わってこれだけ残ったのか、との質疑があり、理事者より、土壌にヨウ素と六角クロムが発生したが、処分費1680万円が経費として支出された。これも合わせて契約差金など精査し、6683万9000円の残が出たので、これを各市町の負担割合に応じて返還されるとのことである。

さらに委員より、一般財源から1億円からの分が出て、都から今度は7400万来たというのは、新たに来たということか説明してほしいとの質疑があり、理事者より、東京都市町村総合交付金については、いろいろな事業に充当できることになっている。当初、一般財源分として、工事費の一般財源分の補完として総合交付金を充てられる状況にあったが、その後、福生病院組合の事業の精査などを見ながら、充てられることが確実となった。4号補正で拝島駅の部分7400万円を減額した部分の代わりという形で、今回充当で財源振替をさせていただいた、との答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたします。審査報告とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。これより、議案第17号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に、日程第16、議案第18号、平成20年度、福生市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に、審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(市民厚生委員長 阿南育子君登壇)

○市民厚生委員長(阿南育子君) 御指名ですので、議案第18号、平成20年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、審査報告をさせていただきます。

これは、医療費の増加による療養給付費等負担金の増などを含む補正予算です。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、一般被保険者療養給付費について、高齢化、医療の高度化による増加との説明だが、それは予算編成段階でも予測ができたことだと考えるが、この増加要因をどのように分析しているかとの質疑があり、理事者より、被保険者の総数はほとんど変わらないが、65歳以上75歳未満の前期高齢者人数が20年4月では4978人、最新の21年2月現在では5046人で68人ふえている。それと、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などによるものが影響したと考えている。

以上のような質疑答弁の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり、御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

これより、議案第18号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に、日程第17、議案第19号、平成20年度福生市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(市民厚生委員長 阿南育子君登壇)

○市民厚生委員長(阿南育子君) 御指名ですので、議案第19号、平成20年度福生市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、審査をさせていただきます。

これは、議案第12号で報告いたしました介護従事者処遇改善臨時交付金の交付に伴う基金の設置のための補正予算です。

理事者の説明の後質疑に入りましたが、さしたる質疑もなく、お諮りいたしましたところ全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第19号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に、日程第18、議案第20号、平成20年度福生市下水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(建設環境委員長 乙津豊彦君登壇)

○建設環境委員長(乙津豊彦君) 御指名をいただきましたので、議案第20号、平成20年度福生市下水道事業会計補正予算(第2号)につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後質疑に入りました。

委員より、使用料及び手数料の補正1000万円は基地使用料の追加という説明だったが、この補正後に基地の使用料は総額幾らになるのか。基地の汚水量を確定したり追加したりするときは何を見て計量するのか教えてほしい、との質疑がありました。理事者より、基地の汚水量は当初199万6000立方メートルを見込んでいたが、昨年の6月ごろから汚水量が増加してきて、年間ベースで208万9000立方メートルと予測した。全体で幾らになるのかについては、当初5億5000万円ほど予定していたが、5億9327万円ほどになる。計量方法については、横田基地から2カ所に汚水の流量計を設置しており、年6回ほど基地の担当者が立ち会って、メーターにより汚水量を決定している。増加の理由を横田基地の担当者に聞いたが、人口がふえたような事実はないとの回答であった。あくまでも一つの予想だが、雨水が流れ込んでいるのではないかと思われるとの答弁がありました。

さらに委員より、立米数は今聞かせていただいた。金額はふえて5億9327万円と説明があったが、当初予算から3000万円ぐらい差がある。これ自身は補正2号だが、補正1号でなにがしかの差はあったのか、との質疑がありました。理事者より、汚水に関して基地のことばかり説明したが、一般の市民の方の流量においてかなり落ち込んでおり、これを相殺して1000万円の増加ということであるとの答弁がありました。

他の委員より、20年度を横田基地で火災があったが、今後事件とか事故によって伸びる可能性もあるのかとの質疑がありました。理事者より今回の火災における消火水については雨水幹線を通り、下の川等に流れている。一部については汚水の中に入って、水再生センターに行っている可能性もあるかと思う、との答弁がありました。

さらに他の委員より、これは20年度だが、有事による変化は余りないという確認でよいか、質疑がありました。理事者より、考えている中ではほとんど雨水の方に行くので、汚水の量にはそれほど影響はないと考えている、との答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第20号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第19、議案第21号、平成21年度、福生市一般会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告及び質疑を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、委員長の報告及び質疑は省略することに決定いたしました。

この際、討論の通告がありますので、これより、討論を行います。

反対者、8番、奥富喜一君。

（8番 奥富喜一君登壇）

○8番（奥富喜一君） 議案第21号、平成21年度福生市一般会計予算について、日本共産党として、反対討論をさせていただきます。

今、我が国は新しい政治プロセスの局面に入っています。小泉改革が国民全体、各層各分野の国民と地方自体、地域社会に耐えがたい痛みをもたらし、それらの国民的批判が2007年、参議院選挙で定期的に示されました。自民、公明政権は一挙に政権から転落の危機に直面し、構造改革の基本路線に固執しつつも、国民の支持浮揚のための手直しを余儀なくされてきました。昨年秋、小泉改革の本源であるアメリカの新自由主義・市場原理主義の経済の破綻が劇的に表面化し、地球規模で金融経済の危機が急速に広がり、今なお深刻の度を増し、労働者・業者を初め国民への打撃が日々一段と広がり深まりゆく最中にあります。しかも、政権与党の大敗必至との予想が飛び交う総選挙が遅くとも9月の任期満了までに、早ければ4月、5月解散説も言われる状況が展開しています。

こうした中で、地方自治体の大きな仕事は、まじめに社会を支えてくださっておられる地域住民、労働者、中小零細業者、市民の各層各分野の方々の、暮らしを守り抜くために全力を尽くすことが求められています。ことしの地方財政は、第一に、国の第二次補正予算を受けた平成20年度補正予算と平成21年度予算を一体で捉え生かすことが求められています。国の補正予算で、地域活性化・生活対策臨時交付金が6千億円規模、雇用対策で4千億円規模で準備され、平成21年度予算でも、地方交付税の1兆円の増額措置がとられております。無条件の1兆円増額とは言えませんが、小泉内閣の三位一体の改革での地方財政締めつけ、削減路線はそのままからは手直しを施したものとなっています。福生市には、地域活性化・生活対策臨時交付金が6千億円規模に見合うものとして、5485万5000円の交付限度額いっぱい、雇用対策で、4千億円はさらに二つに分かれ、ふるさと雇用対策再生特別交付金2500億円相当分が3年間でNPO法人、福生体育協会に委託1500万円の交付。緊急雇用創出事業交付金1500億円相当分では、平成21年度で、歴史的・民俗文化資料整

理200万円、平成22、23年にわたって産業観光振興事業1000万円、環境美化対策事業800万円で、合計2000万円、総額8985万5000円が3年間にわたって交付予定となり、地方交付税の1兆円の増額に見合うものとして、約2.7%の交付税の伸び分があったわけです。市長は、新市長として大胆に、公約実現に向けての予算に取り組み、「五つの元気」として、乳幼児と義務教育就学児の医療費負担の軽減、医療費自己負担分の無料化、所得制限の撤廃、義務教育就学児についての医科・歯科通院の場合、1回200円本人負担を残すものの、無料化はほぼ実現、10月1日実施。妊産婦・新生児訪問指導の充実、妊婦健康診査受診助成5回を14回にふやす。また、商店経営者出身の市長らしく、中小商工業振興対策の支援強化として、融資限度額の改定、運転資金500万円を1000万円に、設備資金700万円を1200万円に、開業資金500万円を1000万円に引き上げる。開業融資条件の緩和、金融機関との契約利率、重複融資制限の撤廃、償還期限の変更、償還据置期限の変更。公共工事の前払い制度の見直しなど大変すばらしい施策を盛り込みました。高齢者居住支援特別対策、障害者就労支援事業委託など奮闘されていますが、自転車駐輪場の有料化問題、介護問題など課題も残しています。

100年に一度と言われるこの不況は、大企業主導の首切りを国の政治介入で止めることで、緩和することができます。しかし、今の政権にはそれを期待できません。一層深刻化することが予想されます。さらに、一層大胆な財政投入で市民の生活を守ることが迫られると思います。ところが、残念なことに市長は今後のことは、長期計画に基づき市政運営などと、時代の激しい動きに対応できるのかと不安を抱かせるような答弁もされています。また、3月末で製造業関連だけでも40万人を越す非正規労働者を中心とした、違法解雇も含む雇用の打ち切りが実施されそうな状況下、一層前倒しの雇用促進策が望まれています。その面ではいささか心もとない答弁が繰り返されました。公立小中学校の児童生徒総数の中の就学援助受給者は、1997年から2006年度の10年間で、約78万5000人、6.6%から141万人、13.6%へと2倍に増加しています。経済的理由により、就学困難と認められる小中学生は全国で7人に1人に上っています。就学援助が急増する背景には、親の経済状況の悪化があります。文部科学省が全国の教育委員会で行った2006年のアンケート調査では、企業の倒産やリストラなど経済状況の変化によるものが複数回答ではありますが、95%でトップに挙げられました。就学援助は子供たちの学ぶ権利を支える命綱であることは明らかです。ところが、小泉政権による三位一体改革は就学援助でも改悪を行いました。準要保護者の就学援助は、国が2分の1を補助する国庫補助を2005年度以降は廃止を決定、国が責任を持たない一般財源化されています。この影響で、2005年度には105の市町村で支給基準の引き下げ、支給減額が行われました。それ以降の2006年から2008年について文部科学省は調査すらしていないことが3月9日参議院予算委員会での共産党の質問で明らかになっています。

福生市では就学援助に限らず、保護者負担をできるだけ少なく抑えるよう努力されていることは、21年度予算数値の中でも明らかです。しかし、今後もこうした努力

をしていただけるのかについて総括質問でお聞きしましたら、必ずしもこたえられない側面も今後はあるような心もとない御答弁がありました。私は毎年卒業、入学式のこの時期、心苦しい、心痛む思いで迎えています。

私が小学校3年か4年生のころ、授業で国の行為で戦争が始められたこと、日の丸、君が代に象徴される全国民的な同調によって戦争が起こされ、日本人310万人、日本の軍人によって、アジアの人々2000万人もの命を奪った戦争の事実を初めて知りました。その日、家で母親に、なぜ戦争に反対しなかったのかと責めました。今思えば、母もさぞ困ったことだろうと察するところですが、私自身はこのとき以来、戦争は自分の身を張ってでも戦争は起こしてはならないとの思いで生きてきています。あわせてその戦争の象徴として、私の頭の中には、日の丸、君が代が定着しています。

ですから、日の丸、君が代がある式典等と事前に認識できる行事には、参加しないことにしています。私自身の高校生の卒業式にも参加していません。私の子どもの入学式、卒業式にもほとんど参加していません。やむなく参加する機会でも、君が代の斉唱はしません。こうした人間が存在することが戦争をさせない大きな力になると私は信じるからですが、こうした行為は、内心の自由として、国の最高の法規である憲法19条、思想及び良心の自由は、これを侵してはならないと規定されています。憲法20条の3項には、国及びその機関は宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならないと規定しています。どう取り繕っても、特定の一宗教行為であることを否定できない歴史の事実があります。個人としては何をしようが勝手ではありますが、儀式教育などのごまかしは、教育者としては言い逃れでしかなく、最も教育行為としてあり得べきでない行為と私は考えますが、お考えをお聞かせくださいと教育長に伺ったところ、内心の自由を侵してもいないし、学習指導要領に従った教育を行っているだけとの旨のお答えでした。私自身、内心の自由が大きく傷つけられている実態を披露したつもりですが、それを前にしてなお、このお答えですので、話は平行線をたどるのみです。このような教育のあり方にも問題を感じざるを得ません。改正前の教育基本法のいう行政は金は出すが教育に口出しせず、教育の専門家にお任せすること、この基本こそが日本のこれからの教育としても大事であると指摘し、議案第21号、平成21年度福生市一般会計予算についての反対討論とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 次に、賛成者、5番、乙津豊彦君。

（5番 乙津豊彦君登壇）

○5番（乙津豊彦君） 御指名をいただきましたので、議案第21号平成21年度福生市一般会計予算につきまして、正和会を代表し、賛成の討論をさせていただきます。

本予算はさきの予算審査特別委員会におきまして慎重な審議を経て、賛成多数で可決されました。平成21年度予算は、加藤市長が初めて取り組まれた予算であります。100年に一度と言われる経済不況が押し寄せ、財源の確保が厳しくなると思われる状況において、市長は公約である福生に「五つの元気」を旗印に精力的に取り組まれた予算であると思っております。

歳入歳出は、新庁舎の建設、拝島駅の自由通路整備、福生病院の建て替えなど、大

規模プロジェクトがほぼ完成を見た中で、203億5400万円となりました。その中には、平成20年度に完成予定であった拝島駅の自由通路整備のおくれにより、一部を減額補正し、平成21年度に予算化し直した2億7600万円余りの予算が含まれています。これを差し引きますと200億7800万円となり、平成20年度当初予算より1億1500万円少なく、身の丈に合った予算目標である190億円に1歩近づいたということが出来ます。

歳入面におきましては、市税の大幅な落ち込みが予想される中、平成20年度に続き、臨時財政対策債の借入れをせず、財政調整基金の取り崩しを行わないという考えに基づいた予算編成には敬意を表します。市税の収納に関し、滞納分の収納率向上に向け、差し押さえ過払い金返還訴訟など積極的な施策を講じられ、改善を図っておられますが、なお一層の努力を要望いたします。再編交付金につきましては、平成21年度の交付金から2400万円を充当し、基金から6100万円の取り崩しを行いますが、半分程度を将来のために積み立てるという目標は十分達成されております。

歳出面におきましては、枠配分を厳しく管理する一方で、「五つの元気」事業の実現に努力の跡が見られます。子育てが元気では、義務教育就学児医療費助成事業、乳幼児医療費助成事業に所得制限撤廃を盛り込み、さらに、妊婦健診の公費負担を5回から14回にふやし、里帰り等妊婦健診制度も創設されました。お年寄り、障害者が元気では、懸案事項であった口腔がん、前立腺がん検診を実施し、牛浜駅自由通路整備事業を推進し、緊急施策として、高齢者居住支援対策事業を創設されました。また、教育が元気では、児童生徒による音楽のまちづくり推進として、楽器の整備を、ふっさっ子の広場では残る3校の整備を推進されました。まちが元気では、中小企業振興資金融資制度の見直し、町会等会館建設費等補助金の見直しなどを盛り込まれました。スリムな市役所が元気では、市民会館、地域体育館への指定管理者制度の導入を盛り込まれました。五つの元気合計では、32事業に及ぶ予算化であります。

これらのほとんどの事業は、正和会で予算化を要望してきた内容であり、御努力に対し感謝申し上げます。正直こんなに早く実現するとは思わなかった項目も含まれております。平成21年度は、第3期総合計画の締めの方に当たります。市政の運営に、全力を投球されておられる加藤市長には、第4期総合計画の策定とともに、福生に五つの元気のさらなる実現並びに、第3期総合計画の締めくくりに向け、市民の幸福のため御尽力いただきますようお願いを申し上げ、正和会を代表いたしまして賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（原島貞夫君） 次に、賛成者、17番、青海俊伯君。

（17番 青海俊伯君登壇）

○17番（青海俊伯君） 御指名をいただきましたので、福生市議会公明党を代表して、議案第21号、平成21年度、福生市一般会計予算について賛成の立場で討論を行います。

福生市の予算を下支えする国の来年度予算が3月27日成立いたしました。国の平成21年度予算は一般会計総額88兆5480億円と、当初予算ベースで過去最大と

なりました。政策実行の裏づけとなる一般歳出は5兆7千300億円となり、税制改正では総額1兆円規模の減税も断行されることとなります。100年に一度の深刻な経済危機から国民生活を守るために、政府与党が平成20年度第一次、第二次補正予算、平成21年度予算で打ち出した7兆5千億円規模の経済対策が本格的な実行段階を迎えることになったわけであります。

このような国の動きの中で、21年度の福生市一般会計予算であります。予算規模203億5400万円、そのうち拝島駅自由通路整備事業、牛浜駅自由通路整備事業、福生野球場整備事業、市営競技場整備事業、福生病院組合建設費負担金の大規模事業約9億500万円を除くと、対前年度比約1億3000万円、0.5%増の約194億5000万円の予算規模であります。大前提としての後の世代に負担を残さないという姿勢を崩さずに、財政調整基金からの繰り入れを行わない、さらには、臨時財政対策債の借り入れを行わないと言った政策を取り入れました。これらについては、意見が若干分かれるところではあります。この深刻な経済危機、雇用不安など、福生市民が直面する課題について、相当程度の取り組みがされていると判断して、現時点での臨時財政対策債の借り入れを行わないという点については理解するものであります。行政改革の推進の一環としての、指定管理者制度の導入にあたっては、市民会館、熊川地域体育館、福生地域体育館、自転車等駐車場が実施されることとなります。特に、社会教育分野での導入ということでもあり、市の直営ではなくなるということで、民間活力が、市民生活によい方向で成果が出て来ることを期待しますが、あくまでも公という責任も十分あるという意味では、その管理監督は十分、監督部署において市民の納得いく形で、透明性の高いものにする必要があります。また、福生駅前の駐輪場を初めとする駅前自転車対策として、本年度より5年間、自転車整備センターに指定管理をすることとなりますが、その決定に至るまでの経緯から見て、多くの意見があるのも事実であります。公明党としては十分満足して、もろ手を挙げての賛成ということにはいきませんが、担当部門が視察研究をして、指定管理に当たっての地元雇用についての調整も、できる限りの努力をしたという事実を重く受けとめての賛成であります。

加藤市長の言葉でいうところの「五つの元気」事業であります。私ども公明党も、他の会派と同様に予算要望、一般質問、緊急要望などを行ってきた多くの事業が予算化されました。乳幼児の医療費の無料化、義務教育就学児医療費の所得制限なしでの負担軽減、妊婦健康診査の基本検査部分の公費負担14回の拡充、口腔がん検診、前立腺がん検診の導入、高齢者居住支援特別対策、中小企業振興資金融資制度の見直し、牛浜駅自由通路整備など多くの事業が実施されることになった点は大いに評価するところであります。

しかしながら、課題がないということではありません。一つは多くの福祉関係の事業が福生市社会福祉協議会に委託されております。事業数として福祉センターの指定管理委託も含めて、14事業で2億6900万円に上ります。本来ならば多くの民間あるいは、NPO法人等に管理委託される形が望ましいと思っておりますが、社会福祉協議

会への依存度が高いということはその分、市としての事業に対しての意識の低下につながらないか危惧する部分でもあります。より透明性の高い、市民がよく理解できる形での事業のすみ分けが期待されるところであります。

さらに、予算金額は少ないですが、町会等会館建設等補助金建設費等補助金約350万円は、今後の地域のコミュニティーのあり方を本格的に思考する場合の材料としなくてはならないと考えます。町会等の加入率が50%近いという現実を見た場合、より多くの市民力を住んでいる地域のために役立てていただくための政策、拠点のあり方も求められるところであります。

課題の三つ目には、特別会計への繰出金についても言及せざるを得ません。特に、福生市の健康施策の大きな柱である健康ふっさ21の取り組みは、予算的にも取り組みの具体的施策としてもこれでいいのかという程度のレベルになってはいないでしょうか。今後はより具体的に、健康推進委員の充実や具体的な施策によって、市民の健康力を向上させて、より元気に生活できるように、市全体で取り組むことが大事なのではないかと考えます。まだまだ課題を上げれば多々ありますが、これらの課題を残してはいるものの、前段で述べた積極的な市民生活の向上を施策として具現化した平成21年度福生市一般会計予算に賛成を表明して討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（原島貞夫君） 次に、賛成者、9番、阿南育子君。

（9番 阿南育子君登壇）

○9番（阿南育子君） それでは、市民派未来クラブを代表いたしまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

加藤新市長になって初めての予算編成ということで、商店街振興への補助率アップ、町会自治会への会館改修への補助率アップ、教育への予算配分と、これまで議員として活動してきたときからテーマとされてきたことに対して、予算という結果、成果が出ていると言えるのではないかと感じます。しかし、その一つ一つを現在の時代の要請にこたえる形にさらに内容的なレベルアップを図る必要があるのではないかという点においては、少々疑問が残ります。商店街振興と環境施策をコラボレートして進める試みや地域の中に商店街が残っていくことに意味を大きくとらえ、商業者だけでなく利用する人、または訪れない人ともつながり、広く大きな視点でさまざまな意見が飛び交う仕掛けをつくり出す必要があるのではないかと考えます。また、町会自治会においては加入率約50%という今、そこに参加しない方をどのようにまちづくりの主体として登場させるかを独自にまたは、町会自治会と協力して進めていけるのかどうか。こうした市民参加、市民参画の視点をどう広げていくのかが課題ではないでしょうか。約6万人の市民全員が対象者なのです。そのこのところへの仕掛けはあえて言わせていただければ、これまでの前市長の施策をほぼ踏襲したに過ぎず、大胆な推進に至ってはいないのではないかと考えます。この点については、さらに組織内の横の連携を強め、市民とともにあるあり方を工夫してほしいということ予算特別委員会の中でも表現してきたつもりですが、ここでも意見として申し述べさせていただきます。

す。

しかし、子育て支援施策では義務教育就学児以下の子どもたちの医療費の無料化への準備が進み、子育てするなら福生と選ばれるまちづくりが進みました。もう1点、教育施策では、生徒児童による音楽のまちづくりというすばらしい方向性が示されましたが、これまで手入れの行き届かなかった部分に光を当て、市の財産でもある楽器をよみがえらせるべき道筋をつくり出したことはすばらしいことであるし、音楽だけでなく、部活動、クラブ活動を通じて働きかける環境の整備は、子どもたちの生きる力を育てることにつながると考えます。また、学習面でも人材を投入する予算を独自に組み、学校で基礎学力が身につくという当たり前だけれども、どこの自治体でもなかなかできないことに対して挑戦する教育委員会への後押しを実現している予算だと言えます。

厳しい社会状況がある中で、また年度途中の補正予算についての疑問が投げかけられ、より実態に合った予算編成が求められる中で、前年度前々年度の実績を見直し、きめ細やかな実態に合わせようとする努力についても評価できます。

このような時代だからこそ、環境、福祉、医療、教育といった生活に密着した政策を整備することが豊かな未来づくりにつながると考えます。既存の枠組み、集まりにこだわり過ぎず、たまたま隣あわせたもの同士が議論し合い、手を携えて協力し合える社会づくりが必要です。その高度な市民参画のまちづくりへの期待を込め、今回の21年度一般会計予算について、賛成を表明いたしまして、討論を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（原島貞夫君） 以上で、討論を終わります。

これより議案第21号について、起立により採決いたします。

本案に対する委員会の審査報告書は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員会の審査報告書のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者多数）

○議長（原島貞夫君） 起立多数と認めます。よって、議案第21号は委員会の審査報告書のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 午後1時まで休憩といたします。

午後0時 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20、議案第22号、平成21年度福生市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案については市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(市民厚生委員長 阿南育子君登壇)

○市民厚生委員長(阿南育子君) 御指名ですので、議案第22号、平成21年度福生市国民健康保険特別会計予算について審査報告させていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、その他一般会計繰入金のところでは4億3000万円が計上されているが、18年度からの動向を見ると18年度の概算が6億2100万円、19年度が4億7000万円、20年度が4億3000万円、18年度決算額が7億800万円、19年度が5億3800万円と徐々に下がってきていて努力されていると思っている。その中で、この21年度の4億3000万円という数字の出し方、判断の仕方を説明してほしい。

それと、特定健康診査のところでは歳入の負担金が増加しているが、20年度に基本健康診査からの移行があったが、21年はふえるのではないかと予測していたが減っている、委託料も減っているがこの辺の考え方はどうかとの質疑があり、理事者より、その他一般会計繰入金については、国民健康保険の特別会計は独立会計制度であることから、本来一般会計に頼ることなく運営されることが姿だと考えられるが、被用者保険退職後の高齢者が多いこと、所得の低い方が多いことなどから、福祉政策としての一面を考慮した上で、21年度予算は4億3000万円を計上した。また、一般会計からのその他一般会計繰入金は、人件費を除く一般管理費分と国保会計の財源補てんを行うことになるが、福生市のこの4億3000万円については、一般管理費で2977万4000円、約3000万円ということで、残りの4億円が主に医療費分の補てんということになる。これは明確な基準は決められていない。

ちなみに、被保険者1人当たりの繰入金金額の平均は2万8526円、26市の平均です。福生市の1人当たり繰入金金額は2万1405円と26市中21位で、平均を下回っている。例えば、これを26市平均に合わせると約5億7000万円の繰入金になる。しかし、福生市の一般会計予算も財政が非常に厳しい現状にある中で、当初予算にはその他一般会計繰入金を増額することなく、国保会計において収納努力、あるいは国や都の調整交付金等の確保あるいは保健指導などによる医療費の抑制に努めていくことにより対応していくことを目標に、4億3000万円という予算編成とした。

また、特定検診について21年度減額の理由であるが、20年度の予算編成時期では西多摩医師会との協議がずっと進行しており、実際には基本健康診査から移行した特定健診では、基本健康診査分と詳細の健診の両方が用意され、国の基準ではある一定の基準を満たしたもののだけが詳細の健診で検査するとなっていたが、他の医師会等の情報では詳細な健診も全員にやるというところもあった。そこで、20年度予算編成時には詳細の健診も全部含めた形で予算計上した。実際のスタートは7月だったが、その詳細健診は国の基準まで行くことになり、21年度はそのような形で予算を組んだとの答弁がありました。

別の委員より、歳入、国民健康保険税に関して福生市の2008年度での直近の資

格証・短期証の発行状況と、21年度の予算執行予定の中で含まれているか、また、後期高齢者支援金等の関係で本来国保会計一本の中で勘定的に分けて、状況把握し対策上適切な資料とするならともかく、年齢だけで差別する医療制度構築には納得がいかない。国にもっと負担させるべきなのに、地域での世帯間の負担をいたずらにあおり、対立だけを生み出すようなあり方は福祉のあり方にも反する。古来、日本国家が生み出してきた共助の精神にも反し、よい日本文化を破壊するもので納得できないことを表明しておく。

3点目としては、介護給付納付金に関連して、介護保険についても65歳以上の介護給付または障害者の一部と全体として負担が困難な層と、40歳以上の世帯との対立関係をあおり、国みずからの本来の負担を逃がていることを覆い隠す制度のあり方には大変問題が多いことが既に多くの例証で明らかにされつつある。制度自身の崩壊も国の対応で明らかであり、健全な財政運営のあり方、介護制度のあり方から見て極めて不適切であり納得できないことを表明しておく、との質疑と意見がありました。

理事者より、資格証と短期証の発行状況は20年10月1日現在で、資格証が18世帯19人、短期証が1076世帯1952人で、資格証発行世帯の中に中学生以下の子供はいない。21年度については21年10月に発行予定だが、資格証発行世帯の中に中学生以下の子供がいる場合にはその子に短期証を発行することになる。21年度の予定では資格証については100世帯150人、短期証は2000世帯3500人を見込んでいる。1年以上滞納してから即資格証ではなく市役所にお越しいただきお話する中で、納税交渉あるいは生活の状況の把握をする中でということの件数であるとの答弁がありました。

委員より、非常に制度的に問題であるので反対を表明するとの意見がありました。別の委員より、繰入金が20年度で7億6674万円だが21年度予算では5億7142万5000円であるが、国民健康保険税の収入が約14億である、100%入ってくるのか、収納率の関係もあると思うがどのように考えるか、との質疑があり、理事者より、一般の国民健康保険税の収納率が91.35%で計上、退職者国民健康保険税は98.75%で見込みをしている。19年度実績を見ると実際には85.5%、退職者の方では98.75%が、実際には97.3%で5%からの開きが出てしまう、21年でも現年分について差し押さえ等の実施を重点に取り組んでいくとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、審査中に反対意見がありましたので、起立により採決をいたしましたところ、賛成多数により原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたします。審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

反対者、8番奥富喜一君。

（8番 奥富喜一君登壇）

○8番（奥富喜一君） 議案第22号、平成21年度福生市国民健康保険特別会計予算について、日本共産党として反対討論をさせていただきます。

全国的にも異常に高い国保税が住民を苦しめ、滞納は450万世帯、加入世帯の2割を超えています。滞納者への資格証発行も世論の反発を受けて前年度より微減したとはいえ、いまだ33万世帯です。短期保険証は過去最高となり、資格証・短期証を合わせた、まともな保険証のない世帯は158万世帯、全世帯の7.3%という状況に至りました。こうした事態の元凶は歴代政権による国保への国庫負担の削減ですが、政府は国庫負担の引き上げに背を向け続けています。国庫負担の引き上げ、国保税の値下げ、保険証の取り上げの中止は急務です。なお、福生市では既に実施していることですが、2008年12月に国会で成立した救済法により2009年度から中学生以下の子供のいる滞納世帯に資格証は発行せず、無条件で短期証が交付されることになりました。

また、子供のいない滞納世帯についても、医療費を受ける必要があり支払いが困難であると申し出た場合は短期証を交付すると、政府は2009年1月21日、日本共産党の小池明議員の質問趣意書に対する政府答弁が出されています。福生市の平成20年度での直近の資格証・短期証の発行状況は平成20年10月1日現在18世帯19人、短期証1076世帯1952人、21年度10月予測では資格証100世帯150人、短期証2000世帯3500人も見込む状態とのことです。まさに、異常な状態といえます。一刻も早く、政府にまともに国保会計の負担をさせることが求められます。あわせて国保税の値下げ、保険証の取り上げの中止は急務です。

また、国民健康保険特別会計予算書の33ページに、後期高齢者支援金8億7619万円、国保連合会に納める予算が計上されています。本来、国保会計1本の中で勘定的に分けて、状況把握し対策上の適切な資料とするならともかく、年齢だけで差別する後期高齢者医療制度という別の医療制度構築には納得がいきません。国に本来もっと負担させるべきなのに、地域での世代間の負担をいたずらにあおり、世代間に対立だけを生み出すようなやり方は福祉のあり方に反します。

さらに、古来日本国家が生み出してきた共助の精神にも反し、よい日本文化を破壊するもので絶対に納得できません。したがって、このような予算が含まれている議案第22号、平成21年度福生市国民健康保険特別会計予算について反対であることを表明し、反対討論とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 次に、賛成者、14番増田俊一君。

（14番 増田俊一君登壇）

○14番（増田俊一君） 御指名をいただきましたので、議案第22号、平成21年度福生市国民健康保険特別会計予算につきまして賛成の立場から討論させていただきます。

ます。

国民健康保険事業運営は、平成20年度の医療制度改正により後期高齢者医療制度や前期高齢者の財政調整制度の創設、特定健康診査、特定保健指導の実施など、その内容が大きく変わっております。その2年目となります平成21年度予算の総額は、62億3631万2000円、前年度比1億1900万8000円、1.9%の増となっております。その主な内容でございますが歳入を見ますと、保険税の収納率向上に伴う滞納繰越分の調定額の減少により国民健康保険税の総額を14億1999万3000円、前年度より1222万2000円、0.9%の減としております。また、そのもととなる収納率でございますが、理事者側の説明や質疑などから普通徴収は91.35%、退職者については98.75%と、20年度と同様の収納率を目標に予算額を確保すべく、現年度分についてもいろいろな形、例えば差し押さえ等の実施を重点に21年度も取り組んでいこうとする意気込みを感じ取ることができました。

国民健康保険税は貴重な自主財源であるばかりでなく、市民負担の公平性の観点からも収納率の向上はもとより、未納防止を図るため庁内の協力体制を一層強化するとともに、広報等の啓発・PR等にも力を入れ未納者に対する取り組みの強化を期待するものでございます。歳出の保健事業につきましても特定健康診査の結果を受けて、受診者全員の方に生活習慣を見直すための情報提供をする特定保健指導委託料を1785万1000円、前年度比835万7000円、88%の大幅な増とし、通年を通しての健診受診率のアップと実効性を見込んだものと考えます。

このようなことから、国保会計における収納努力や、国、東京都の調整交付金等の確保あるいは保健指導などによる医療費の抑制に努めていくことにより、一般会計からのその他一般会計繰入金目標を前年同様の4億3000万円とするなど、国や東京都の動向を見定めながら、これまでの実績や状況の変化などを踏まえ平成21年度の本予算を編成したものと評価できるものでございます。

以上のようなことから、議案第22号、平成21年度福生市国民健康保険特別会計予算に賛成の討論といたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(原島貞夫君) 以上で討論を終わります。

これより議案第22号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原島貞夫君) 起立多数と認めます。よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第21、議案第23号、平成21年度福生市老人保健医療特別会計予算を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告

を願います。

(市民厚生委員長 阿南育子君登壇)

○市民厚生委員長(阿南育子君) 御指名ですので、議案第23号、平成21年度福生市老人保健医療特別会計予算について審査報告させていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、この老人保健の特別会計は今回、何百万円台になっている。制度上3年間残していくとの以前の説明があったが、特別会計のまま残していくのかとの質疑があり、理事者より、診療報酬の請求の時効が3年間であり22年度までこの特別会計の中でやらなければならない。また、事務的などところで支払基金等の支払いが残る可能性があるとの、23年度までは残る可能性があるとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第23号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に、日程第22、議案第24号、平成21年度福生市介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(市民厚生委員長 阿南育子君登壇)

○市民厚生委員長(阿南育子君) 御指名ですので、議案第24号、平成21年度福生市介護保険特別会計予算について審査報告させていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、介護サービス等給付費で、昨年に比べ1億9000万円増加しているが、介護関係のアンケートをとったことがホームページに載っており、それを見ると、家の中で支障なく移動できたり外出できたりする方が介護度4とか5とかという方もいることは腑に落ちない。状況と介護度があっていればよいが、突出してそういうこと

があると介護サービス面で努力していてもふえる傾向にあるのではないかと思う、精査する調査などはできないのか。また、介護予防は非常に大事と考えるが、介護予防特定高齢者施策事業費と介護予防普及啓発事業費の、それぞれ、筋力向上トレーニング、口腔機能向上指導委託料、低栄養改善指導委託料が減っているのはどのような考えからか。

また、もう1点、地域包括支援事業任意委託事業費の中で、介護予防ケアマネジメント事業費と包括的継続的マネジメント事業費の中のそれぞれ地域包括支援センター事業費負担金がふえているが、人件費の増とのことだが、地域包括支援センターは3万人に1カ所ということからすると、福生市が二つ欲しいところだなと思っているが、その辺の考えはどうかとの質疑があり、理事者より、介護サービス給付費の関係で事業計画を作成する前段階で、高齢者の実態調査で調査項目がうまく反映されていない可能性もあるのでは、との御指摘とのことと思うが、そういうことが起こらないように次回に反映させていく。

また、介護予防事業の委託費が減っていることでは力を入れていないということではなく、地域支援事業については介護給付費の3%以内という枠があることと、20年度実績を見て減額にした。それから、地域包括支援センターについては18年度の介護保険制度改正でできたときにはおおむね中学校区に一つという国の考え方があったが、地域福祉推進委員会の中でも福生市の行政面積が狭いことを加味し1カ所で設置した。1カ所設置ごとに人件費を中心に2300万円ほどかかるので、給付コスト・介護保険料等にも影響が出るので、慎重に一カ所という経過があるとの答弁がありました。

さらに委員より、ヘルパーさんをつえをついて歩いていた人がひとりのときはさっさと歩いている方もいるという話も聞いた、次回に反映とはいつごろのことになるのか。また、地域包括支援センターのことは非常に多忙な中でやっている状況があると思う。重要なセクションなので、今後、人をふやすとか様子を見ながらお願いしたいと質疑と要望がありました。

理事者より、計画策定には利用者の生の声が必要になってくる。3年に1度の改正をにらみ結果に反映できるような調査が必要になると考える。また、基本的に例えば自分で移動できても、介護度が軽くなるということではない。必ずしも、寝たきりだから介護度が重くなるということでもない。認定調査項目が82項目あり、それにより調査を行う。体が動いていても、例えば認知症等があって日常生活が極めて介護を必要とする状況であれば要介護度が上がるということである。認定方法については国が3年ごとに見直しをしており、第4期については4月から始まるが、まだ不備があるようだが準備し対応していくので御理解いただきたいとの答弁がありました。

別の委員より、認定審査会費に関連して、今説明があったように2009年度から介護認定の調査と認定の仕組みが変更になる。これまでは認知症の人などを中心に実態が反映されておらず、最近の給付抑制の中では状態に変化がなくても軽度に変更されることがふえ問題になっている。ところが、今回の見直しは調査項目を削減し、そ

これらの項目に関連して調査員が気がついた点を伝える特記事項の欄もあわせて、減らすことなどが盛り込まれており、実態をさらに反映しにくくなるのではないかと批判が多い。市では実態をきちんと反映できるのか。

また、包括支援事業任意事業費に関連して、相談業務を行う業者に在宅介護の仕事が回ってしまう危惧があるが、小規模在宅介護事業所にある程度仕事が回るような仕組みづくりの工夫はできないかとの質疑があり、理事者より、調査項目の見直しについては厚生労働省が平成13年に実施した介護に要する時間の計測というタイムスタディがあり、それを本年度で見直し、最新のデータに基づく1次判定ソフトを構築することと、実際の介護に要する時間を反映するように見直しが行われるという説明を受けている。それに伴い調査項目の定義があいまいで保険者によるばらつきがあることや、要介護認定の判定方法が不明確であることなど、また運動機能の低下していない認知症の扱いにばらつきがあることなどが課題として上げられ、調査項目の精査が行われた。特に今回の調査項目では、項目数は減ったが調査項目における評価軸というものが設定され、能力で見る項目はこれとこれ、介助の項目で見る項目はこれとこれ、状態があるかないかで見るとはこれとこれ、ということではっきり示されたことにより全国でばらつきのない調査が実施され適正な判定がされるものと考えている。

また介護事業者の仕事の偏りについてであるが、これは制度上ある意味ではそういうことも、これは福生市だけのことではなくて、どこでもそういった問題があるのではないかと思っている。今後こういった適正な方法で仕事がうまく配分するという配慮もしながら取り組んでいきたいとの答弁がありました。

委員より、認定審査会の関係で、寝たきりの方が介護に手がかからないというふうなことで要介護度3などに判定されるという例がかなりあった。また、認知症の方が要支援になってしまうとかそういう余りにもちょっと実態をわかっていない方がつくったような感じがあったが、非常に問題が多いと考えている。その判定の仕方で変わったところがあれば紹介してほしいとの質疑があり、理事者より、例えば爪切りの例では、施設では爪切りは施設の職員がするので、それは全介助である。今までは、施設で例えば全介助で施設の職員が切っていたとしても、その方に爪を切る能力があるというふうに勘案されると能力を勘案して、一部介助になっていたが、今回の調査ではその欄は介助の方法で判定すると変更になっているので、例えばその方が爪を切る能力があっても施設に入っていて職員が切っていればそれは全介助になる。決して軽度化しているということばかりではないと判断しているとの答弁がありました。

委員より、数字は今具体的に持っていないが、相当量の軽度になったということをして国会答弁の中でも政府が認めているところである。こういう大変問題のある認定制度も予算に含まれているために反対であることを表明するとの意見がありました。

別の委員より、財政安定化基金拠出金で、東京都の判断で実施したとの説明だったが、もう少し説明してほしいとの質疑があり、理事者より、介護給付費は保険料あるいは国と市の負担によって賄われているのが現状である。毎年度その負担割合は、一定の負担割合が定められている。給付総額、例えばこれが100だとするとその負担

割合で、当該年度は済むが、給付額が当該年度で何らかで急激に増加をしたとすると、給付額そのものが足りなくなってしまう。そうすると、国や東京都、あるいは市の負担はそれぞれ出せばいいが、1号被保険者の皆様方からいただく保険料については3年間固定化をされているので、途中で保険料を上げることはできない。そのためにどうするかというと基本的にその保険料に相当する部分をまず一つ目は、介護給付費準備基金という基金が設定されており、そこに幾らかあれば、市としてはそれを取り崩して保険料に充てる。

ところが、それもないということになると、これが東京都が財政安定化基金ということでプールをしている。これは各東京都全体のそれぞれの区市町村で当該年度の介護給付費の何%相当、皆さんが困ったときに借りる原資として出してくださいと、平成12年から始まったが、たぶん、当初は介護給付費の3%ぐらいだったかと記憶しているが、毎年拠出をする。そうすると、足りなくなったところは、そこから借りて返すときは無利子だが、ただ原資分は返さなくてはならない。それが、第2期平成15年から17年度分を1億3000何がしかを福生市の場合はお借りした。ところが、東京都はその集めた原資がたぶん多くなったようで、もう21年度からはそれぞれ区市町村からは拠出金はとりあえず出さなくていいですよということになって、今回は拠出金は、介護給付費のゼロ%になったということである、との答弁がありました。

別の委員より、認定審査会について先ほど爪切りの例が出され介護度が下げられるばかりではないとのことだったが、やはり特記事項と主治医意見書の扱いが大事だと考えるが、今回の改正でその辺のところの扱いはどのようになっているか説明してほしいとの質疑があり、理事者より、ここで、自動読取機を変更した関係で、特記事項は別用紙になった。それを表裏足りなければもう1枚、何枚も足せるような様式に変更したので、調査項目ごとに判断に迷う場合には、調査員の方には調査員が判断せずにとりあえず判定で、能力で判定するところでは能力で判定し、判定したけれども迷った部分については、必ず特記事項に記入するような指導をしている。

このところ行われている東京都の説明会等でも、特記事項の重要さは毎回繰り返し指摘されているので、それに沿って特記事項をきちんと記入するような形で、調査を行わせていきたいと考えている。主治医意見書については、様式はほぼ変更がないが、やはり特記事項の欄があり、そこに介護の手間についての医師としての所見を御記入いただくような形で指導する。うちの方でもなかなか主治医の先生については、いろいろなところに散らばっているので、福生市内のお医者様だけではないので、記入の御注意みたいな形で、主治医の意見書とは色を変えて、注意事項等を記載の注意ということで入れているが、なかなかそれが届かないところが実際はある。

ただ審査会において、最近主治医の意見書のところの特記事項が、調査の特記事項と余りにもかけ離れていたり、全く記載がなかった場合には、保留という扱いにして加筆のお願い等も出している。そういうことをこつこつやっていくことによって、主治医の意見書も徐々に改善されていくものと考えているとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、審査中に反対意見がありましたので、起立により採

決をいたしましたところ、賛成多数により原案とおりに可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定いただきますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより、討論を行います。

反対者、8番奥富喜一君。

（8番 奥富喜一君登壇）

○8番（奥富喜一君） 議案第24号、平成21年度福生市介護保険特別会計予算について、日本共産党として反対討論をさせていただきます。

「介護取り上げ」、「介護あって介護なし」の解消について、在宅の生活を制限する介護認定制度を廃止し、現場の専門家の判断による適正な介護提供を目指すとの論点で一般質問をいたしました。これに対して、現在の制度においては、認定調査員による調査に基づくコンピュータの1次判定、あるいは医師の意見書を加えての介護認定審査会委員の判定に、公平・公正で適切な介護認定が実施されているものと考えていると一般質問ではお答えになっています。

現状での福生市の担当者の御苦勞、御努力には感謝しつつ、その一方では、介護保険を利用するために必要な要介護度の調査と認定の仕組みが、ことし4月から変更になることもまた既に明らかです。新しい方式では、まず1次判定の調査項目を82から74に減らします。命の危険すら招く「暴言・暴行」、「火の不始末」など、認知症関係を中心に重要な項目が削除されました。

さらに、認定調査員の指針となるテキストも改定されました。これまでの全介助が自立にされるなど、調査項目の判断基準を大きく変えました。2次判定でも、これまで1次判定を変更する際に、活用してきた似た状態像の事例集などの資料をなくします。これらの結果、1次判定を変更しにくくしました。これまでは、1次判定が軽過ぎるときは、意見を出して重い要介護度に変えるなど、一人一人の状態像に少しでも近づけるようにしてきましたが、新方式の二次判定では、認定調査員の特記事項と医師の意見書だけが判断材料となります。

今でも調査員によっては特記事項の記載が不十分な上、今後は減らされた調査項目の特記事項は、初めからなくなります。医師の意見書についても、特記事項が白紙のものが少なくないとなれば、判定に公平・公正で適切な介護認定が実施されなくなります。似た状態の事例集などの資料をなくしますから、比較する資料がない中、特記事項や意見書から、要介護度変更の根拠を探すのは難しい。極端な場合以外は、そのまま通るのではないかと心配されています。要介護度が引き下げられると、介護サービスを使える利用限度額が減ります。利用限度額を超えた分は1割負担ではなく、全

額自費です。自立と判定されれば、介護保険の対象外です。

また、要支援とされると施設に入所できなくなり、介護サービスの内容も制限されます。厚生労働省は昨年、認定方式変更の影響を調査しています。約3万件を対象にしたモデル事業で今より軽度に判定された人が、全体の2割を超えました。しかも、これには1次判定の認定調査員テキストの変更は反映されていません。実際には重度の人がますます軽度に判定されると危惧されています。

このように「介護取り上げ」、「介護あって介護なし」の状態のさらなる悪化が進む制度実施も織り込まれた予算でありますので、平成21年度福生市介護保険特別会計予算について反対であることを表明し、反対討論といたします。

○議長（原島貞夫君） 以上で討論を終わります。

これより議案第24号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原島貞夫君） 起立多数と認めます。よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第23、議案第25号、平成21年度福生市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（市民厚生委員長 阿南育子君登壇）

○市民厚生委員長（阿南育子君） 御指名ですので、議案第25号平成21年度福生市後期高齢者医療特別会計予算について審査報告させていただきます。

理事者の説明の後質疑に入りました。

委員より、後期高齢者医療保険料を3億6906万4000円に関連して、一つ目が年金収入80万円以下の世帯に対する保険料均等割の9割軽減対象者、福生市では何人くらいが該当者として見積もられているのか。また、その減収見積もり金額はどのくらいになるのか。

それから、2点目は年金収入153万円から211万円の人に対する保険料所得割の5割軽減、福生市では何人くらいが該当者として見積もられているのか。その減収見積もり金額はどのくらいになるのかについて。それから、3点目が2008年度健保の被扶養者だった人に対する保険料均等割の9割軽減の継続分、福生市では何人くらいが該当者として見積もられているのか、その減収見積もり金額はどのくらいになるのか。また、徴収費では口座振替により納付を21年度はどのくらい見積もっているか。対象件数そして口座振替はこのうち何件か。

それから、後期高齢者医療制度導入前は75歳以上は保険証取り上げの対象ではな

かったが、現在は保険料を相当な収入があるのに1年間滞納した場合、保険証を取り上げ、資格証明書を発行することになっているが、この相当な収入の基準は各広域連合で決めることになっている。この批判の多い資格証の発行を考えているのかどうかとの質疑があり、理事者より、年金収入80万円以下の世帯に対する保険料均等割9割軽減の対象者は314人を見込んでいる。額は1162万8100円を見込んでおり、ただこれは9割軽減の部分の本則が7割で、市からこの部分の補てんをすることになっているが、国が2割、市からの補てんは7割で歳出額は組んでいる。

次に、年金収入153万円から211万円の方の5割の所得軽減対象者は、389人を見込んである。金額は304万5000円を見込んでいる。次に、被用者保険者の被扶養者に対する9割軽減は428人、1462万8600円である。次に、徴収の関係であるが、5079人の対象者に対し、口座振替を現在行っている方は3月現在621件である。4月の年金特徴をとめるのが、8月から2月の申し込み状況で340件、足すと961件が4月の特徴を中止する件数と見込んでいる。

それから、資格証についてであるが、広域連合の権限であることがまず上げられる。市としてできることは、国民健康保険と同様の対応を考えている。70歳以上には出さないというのが考え方になるとの答弁がありました。

委員より、一時的な負担軽減をしても、後期高齢者医療制度が存続する限り保険料は上がり続け、差別医療の被害も拡大する。70歳から74歳の負担増もこのままでは2010年度に皆倒です。高齢者いじめの制度改悪、希代の悪法、後期高齢者医療制度は撤廃すべきと考えているので、平成21年度福生市後期高齢者医療特別会計予算に反対であることを表明する、との意見がありました。

別の委員より、保険料等負担金では、歳入の後期高齢者医療保険料では、3億6906万4000円で歳出の保険料等負担金では3億6906万3000円と1000円違うのは繰り上げとかの影響かとの質疑があり、理事者より、後期高齢者医療費保険料のところでは、過年度分の滞納繰越分を見込んで、1000円多くしているとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、審査中に反対意見がありましたので、起立による採決をいたしましたところ、賛成多数により原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

反対者、8番奥富喜一君。

（8番 奥富喜一君登壇）

○8番（奥富喜一君） 議案第25号、平成21年度福生市後期高齢者医療特別会計予算について、日本共産党として反対討論をさせていただきます。

75歳以上の人を強制的に囲い込み、高齢者を医療費削減の標的にする後期高齢者医療制度、4月1日に、導入から1年を迎えます。86歳の男性は「おまえはもう用なしだ、早く死んじまえと宣言されているような気分」、75歳の女性は「今まで息子と一緒に国保に入っていたが、今度から外される。きっぱり差別化されたと感じる」など、怒りの声・反対署名も全国で1000万人を超えて広がるなど、制度の撤廃を求める声が続いています。

後期高齢者医療制度での給付や、保険料などに関する行政処分になんて納得できないとして、全国の高齢者が意見陳述の中で制度そのものの廃止を訴えています。この不服審査請求も1万件と、一つのテーマとしては異例の規模になっています。後期高齢者医療制度に対する怒りの声が爆発したのは、高齢者の医療費削減のために75歳という年齢で医療を差別したからです。舛添厚労相も姥捨山との批判を認めましたが、高齢者の尊厳を否定する制度が、根本的な怒りを呼び醒ましたのです。この制度は、昨年4月の実施前からつぎはぎの見直しが続けられてきました。しかし、75歳以上は早く死んでいただいて結構という制度の根本は変わらないため、国民の強い怒りはおさまるはずがありません。

以前の老人保健制度では、高齢者から保険証取り上げはありませんでした。ところが、後期高齢者医療制度では、1年以上保険料を滞納した人から保険証を取り上げる制度になりました。保険証を取り上げられた人には、資格証明書が交付されます。しかし、これをもって病院に行っても、窓口負担は医療費の10割全額になります。保険料を払えない人からの保険証の取り上げが始まろうとしています。高齢者からの保険証取り上げというのは、命の危険に直結します。絶対にやるべきではありません。やってはなりません。

この問題で、厚生労働省はことし1月、後期高齢者医療制度を運営する各都道府県の広域連合に通知を出しています。通知では、資格証を出す場合にあらかじめ滞納者の状況を厚労省に報告するよう求めています。報告の内容も課税所得、病院への受診状況、滞納者への訪問など働きかけ、資格証明書の交付が必要な理由など具体的に示しています。杓子定規に時間が来たから資格証明書を出して、終わりという冷たい扱いをしてはいけません。慎重にも慎重を期して事前の相談をやる。個別にきっちり手を打つとも舛添厚労相も国会で答えています。

後期高齢者医療制度に対する批判が高まる中、昨年9月、舛添厚労省は突如として国民がきちんと指示をしないような制度は、大胆に見直すべきだと表明しました。具体的に、75歳という年齢で区分けしない、二つ目に保険料の年金天引きを強制しない、三つ目に世代間の反目を助長しないの三つを上げ、最低1年は議論しないとだめと述べました。麻生首相も当時、この三つだけは見直した方がいい、抜本的に見直すべきだと同調をしました。お年寄りの多くがこの成り行きに期待をしました。しかし、設置から半年後のことし3月17日、検討会がまとめた報告書の内容を、マスコミ報

道は「見直し打ち出せず」「見解一致は名称変更のみ」と伝えています。結論は一つ、これ以上自民党、公明党に政治を任せてはけません。

今回福生市での9割軽減対象者は314人、1162万8000円、5割軽減389人、304万5000円、昨年度健康保険の被扶養者だった方の保険料均等割9割軽減が428人、1462万8000円です。これらは強い国民の怒りが国に軽減を凶らせた成果です。年金天引きも国民の強い怒りに昨年10月から口座振替との選択制が認められ、口座振替も大きくふえています。一時的な負担軽減をしても後期高齢者医療制度が存続する限り、保険料は上がり続け、差別医療の被害も拡大します。

70歳から74歳の負担増もこのままでは2010年度に皆倒です。高齢者いじめの制度改悪、希代の悪法「後期高齢者医療制度」は撤廃すべきとの立場から、平成21年度福生市後期高齢者医療制度特別会計予算に反対であることを表明し、反対討論といたします。

○議長（原島貞夫君） 以上で討論を終わります。

これより議案第25号について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原島貞夫君） 起立多数と認めます。よって、議案第25号は委員長の報告のとおり、可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第24、議案第26号、平成21年度福生市下水道事業会計予算を議題といたします。

本案については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設環境委員長 乙津豊彦君登壇）

○建設環境委員長（乙津豊彦君） 御指名をいただきましたので、議案第26号、平成21年度福生市下水道事業会計予算につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、委員会資料に一段と地図が載っているがもう少し詳しく場所を工事の内容等を聞かせほしいとの、質疑がありました。

理事者より1点目は国道16号線の北側の拡幅工事に伴い、汚水管の新設が約106メートル、汚水管の撤去が約159メートル、雨水管の撤去が20メートルの部分、2点目は田園通りの改良工事に伴い、汚水のマンホールの改良7カ所、3点目は新興多摩街道の汚水管の取り付け、歩道の改良等に伴い、汚水管の取りかえ、切りかえ工事で2カ所あるとの答弁がありました。

他の委員より、雨水対策についての雨水ますの件、今年度は48カ所考えているとのことだが、対応について進まない理由は何かとの質疑がありました。

理事者より、雨水浸透施設について、20年度では2カ所7基ほどで終わってしまったが、進まない理由として一つには、コンクリートでたたきが打ってある場合、それを壊す費用が補助されないことが考えられる。青梅市では、その費用も補助対象で指定工事店がかなり熱心に進めているなどの情報も得ているので、市民だけでなく工事店の方にも積極的にPRしていただけるようお願いして、数をふやしていきたいとの答弁がありました。

さらに他の委員より、最近タンクに雨水を貯めて、庭にまくのに利用するとか、新しい手段も考えられているが、この事業費については、雨水施設助成金ではなくて、利用事業という形でもう少し枠を拡大できないかとの質疑がありました。理事者より、雨水を利用するという目先を変え提案された形のものも取り組んでいくよう研究をしていきたいとの答弁がありました。

別の委員より、歳入で基地の下水道使用料は55.5%を見込んでいるとのことだが、ここ数年間で何%ぐらいの見込みになっているか。また、雑入の中の多摩川上流雨水幹線青梅市協力金1366万9000円について、ずっとこのような形で入ってくる性格のものなのか。また、歳出で多摩川上流流域下水道維持管理負担金3億5400万円と、事業費の2015万9000円について、負担をしている市の構成と、どのような割合で負担するのか。福生は何%ぐらいを占めているのかとの質疑がありました。

理事者より、基地使用料の割合は15年度が49.6%、16年度が48.4%、17年度から下水道使用料の改定があり、51.3%、18年度が52.8%、19年度が56.6%、20年度は予測で54.9%である。また、多摩川上流雨水幹線青梅市協力金は、多摩川上流雨水幹線の総事業費3億2548万6000円を青梅市が協力金として、平成14年から平成41年度までに返還することになっていて、21年度分が1366万9526円であり、41年度分まで金額が確定されている。また、多摩川上流流域下水道維持管理負担金は構成している6市2町からの汚水の処理に1トン当たり38円の経費がかかるが、これが維持管理負担金である。また、多摩川上流流域下水道建設事業負担金は、水再生センターにおける建物、水処理施設、汚泥施設などの更新事業を行っており、福生市の負担は14.12%となっているとの答弁がありました。

さらに別の委員より、昭島の水再生センターの管理負担金と事業負担金は6市2町でどういう割合で負担しているのか。実績でならどこかにメーターがあるのか。また、流れてきた汚水を水再生センターで処理した後、どこへ流れるのかとの質疑がありました。理事者より、昭島の水再生センターに流量計があり、そこで流量を測っている。建設事業負担金については、過去の実績の汚水量に計画汚水量を加え、流域下水道本部と構成市町で割合を決めている。その割合は、立川市が6.65%、青梅市が27.8%、昭島市は24%、福生市は14.12%、武蔵村山市が6.84%、羽村市が13.15%、瑞穂町が7.05%、奥多摩町が0.39%になっている。水再生センターで処理をした水は多摩川に放流しており、一部高度処理等をしたものについて

は、玉川上水に再生水として放流しているとの答弁がありました。

さらに別の委員より、玉川上水等に高度処理して流れた水は、どのレベルぐらいの水なのか。また、福生の汚水の半分近くが基地から来ているが、基地の使用料は負担金の部分まで加味した形で、単価設定をしているのかとの質疑ありました。理事者より、処理水が多摩川にどのレベルまできれいになって流れているかという詳しい数値はもっていないが、国を初め東京都で水質基準が大変厳しくなっており、水道局もその基準に合わせて施設を直している。また、国庫負担金の中に流域下水道防衛施設分負担金というのがあり、基地見舞金という通称名で、水再生センターの建設事業負担金を負担してもらっているとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第26号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第25、議案第27号、平成21年度福生市受託水道事業会計予算を議題といたします。

本案については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設環境委員長 乙津豊彦君登壇）

○建設環境委員長（乙津豊彦君） 御指名をいただきましたので、議案第27号、平成21年度福生市受託水道事業会計予算につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、水道を利用する市民としてサービスの低下がないようお願いをしたい。また、あまり窓口に行くことはないがサービスセンター等の連絡先の周知等については大丈夫かとの質疑がありました。理事者より、東京都で地区ごとにサービスステーションを設け対応している、ほぼ1年がたとうとしているが、問題なく従前と同様な

形でスムーズに水道業務をつかさどっている、との答弁がありました。

他の委員より、古い水道管がどのくらいあって、どのくらいの割合で入れかえをしているのか、既存のものがすべて入れかわるのはどのくらい先になるのかとの質疑がありました。理事者より、経年管については20年度をもって、一応市内のいわゆる40年代以前に埋設された管は、すべて現在のダクトイル管に布設替できている。また、整備計画について40年代半ばに埋設したいいわゆる初期ダクトイル管という管が3710メートルあり、東京都の方で布設替をするとの答弁がありました。

さらに他の委員より、基地の中はどのようになっているのかとの質疑がありました。理事者より、昭和49年に専用管を引き西住宅の基地と市境の部分にメーター器を設置して基地内へ送水をしているが、基地内についてはまるきり把握していないとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第27号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 午後2時10分まで休憩といたします。

午後2時 休憩

~~~~~

午後2時10分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第26、議案第28号、福生市自転車駐車場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務文教委員長 田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君） 御指名をいただきましたので、議案第28号、福

生市自転車駐車場の指定管理者の指定について、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、21年度の管理委託料、整備センターの場合と市直営の場合でこんなに差がつくのはどうしてなのかとの質疑があり、理事者より、主に福生駅東口地下自転車駐車場の人件費の差であり、整備センターの場合は利用者の多い時間帯は3人体制、その他の時間は二人体制となっており、市直営の場合はオールタイム4人体制で、3交代と試算しているためであるとの答弁がありました。

別の委員より、収支集計表で平成11年をピークに料金収入が減っているが、この理由、原因について。また平成19年度を見ると、この時点で整備センターで約2600万円の赤字だが、これは整備センターで全部がかぶっていたのか。また、指定管理者制度にしたら減額になったが、もっと前からできなかつたかとの質疑があり、理事者より、料金収入の減った理由だが原因は把握していない。また、約2600万円の赤字分については整備センターが全部負担をしてくださっている状況である。もっと前からできなかつたかとのことだが、平成10年から10年間の委託契約があり、内容的にはずっとその状況で来ていたとの答弁がありました。

さらに別の委員より、比較表を見るとセンターと市直営の差は人件費分だけとみえ、委託する形の根拠が乏しい。表の信憑性、数字の根拠をわかりやすく説明していただきたいとの質疑があり、理事者より、人件費の業務内容は朝6時から夜9時半までの勤務となっている。市とセンターの人件費の差額分約400万円については、長年専門的に培ってきたノウハウの蓄積、駐車場についても他市の駐車場と比べ遜色なく維持管理ができており、その分高く評価し、また全国的な展開で整備センター運営をしているが、このスケールメリットの効果は大きい。また、専門的に職員を配置しなければならないことから、これらの点が人件費関連の数値の差ではないかと考えるとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

反対者、8番奥富喜一君。

（8番 奥富喜一君登壇）

○8番（奥富喜一君） 議案第28号、福生市自転車駐車場の指定管理者の指定について、日本共産党として反対討論をさせていただきます。

平成10年7月1日から10年間日本整備センターと契約、平成20年6月期限を

迎え平成21年3月まで契約延長し、平成21年度予算から指定管理者制度に移行ということでこの条例提案がされているわけです。この間の収支差額、10年間で赤字額2億2453万557円も出ていると日本整備センターの報告をもとにした集計数値が報告されました。福生市は学割分担金として毎年約743万円の負担、平成21年度以降は指定管理委託料200万円、平成21年度だけとはいえ、150万円ほどの設備費を負担するというものです。

何よりも最大の問題は市民の負担です。そもそも正和会と公明党の政策で、受益者負担で税の負担の公平がその名目でしたが、毎年、駐輪のために市民が負担している使用料は4486万8000円、約4500万円です。料金徴収をしなければ、市民の負担は当然に約4500万円分軽くなります。日本整備センターは赤字分の負担がなくなります。働いているほとんどの方はシルバー人材からの派遣社員ですから、駐車場の自転車の整理要員として従来どおり働いていただければ失業の心配もありません。問題は、これによってどれほど市の負担がふえるかです。施設内の自転車整備や管理、土地代等で約2372万4000円だそうです。有料化以降の利用者実績で見ると、平成10年12月有料化半年後の利用は定期使用が59.2%、一時利用が86%になっています。

ところが、年々利用者が減少し平成20年12月には何と定期使用が43.4%と15.8%も減少し、一時利用も46.3%と39.7%も利用が落ち込みました。環境に負荷をかけないなどと言いながら、その一方で、自転車利用というクリーンなエネルギー利用を行政が妨害している。利用者市民の利便性を高めるのが行政の仕事であるはずなのに、2000万円から3000万円の行政経費節約のために市民サービスを著しく低下させてきた。この10年間というのが実績です。

私は、市民負担を軽減すること、当たり前な市民サービスを求める立場から、11年前の無料利用に戻すべきとの立場から、議案第28号、福生市自転車駐車場の指定管理者の指定について反対であることを表明し、討論といたします。

○議長（原島貞夫君） 以上で討論を終わります。

これより議案第28号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原島貞夫君） 起立多数と認めます。よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第27、陳情第20-11号、介護保険に関する陳情書を議題といたします。

本件については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(市民厚生委員長 阿南育子君登壇)

○市民厚生委員長(阿南育子君) 御指名ですので、陳情第20-11号、介護保険に関する陳情書について審査報告させていただきます。

委員より、保険を払えない人の救済が必要である、在宅支援センターとか大きな施設関係には支援があり、小さい居宅事業、居宅介護事業者に引き受け手がない部分のしわ寄せ、夜中に呼び出されるとか、小さな事務所でも動かなければならないことが多い。経済的負担能力がない、独居でなかなか施設に入れられない生活保護者などについては介護支援ボランティアになってしまう。介護保険料をただ取るだけ、年金生活でやっと生活している方、いろいろな救済策が必要です。さらには、現実にこの福生市でも小規模居宅介護事業者が1件3月末で廃業する現実。この方々の生の声を聞き取る中、改めてこの陳情第20-11号、介護保険に関する陳情書に賛意を表明し本日採択することを求めますとの意見がありました。

また別の委員より、いろいろな動きが伴ってきており、陳情事項の1項目目の介護保険料の引き上げは行なわないこと、これは今回の予算でも下がっている状況である。2項目目の6段階から8ないし10段階にふやすことについても、もうふえている。また、介護報酬の引き上げに関しても今回介護従事者処遇改善臨時特例交付金等々が出て対応しているという状況である。そういった中で、3番、4番については市独自の減免措置であるが、これは国で行っている制度であって市で単独で行うというのはそぐわないと考える。そういった意味でこれは不採択でお願いしたいと思うとの意見が出されました。

別の委員より、本陳情は介護保険料の市独自の減免措置をつくり利用料の市独自の軽減措置を求めている。我が市の本年度の介護保険特別会計は一般会計からの3億9588万5000円を繰り入れており、昨年は、当初予算で3億7437万4000円を繰り入れている。一般会計からの繰り入れ以外の財源をどこから捻出するのかという問題もある。したがって、本陳情は不採択にしたいと思うとの意見がありました。

その後、審査中に反対の意見がありましたので、起立により採決をいたしましたところ、起立少数により不採択とすることに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

賛成者、8番奥富喜一君。

(8番 奥富喜一君登壇)

○8番(奥富喜一君) 陳情第20-11号、介護保険に関する陳情書について賛成討論をさせていただきます。

この陳情事項は1、介護保険料の引き上げは行わないこと。2、保険料の徴収基準額は高額所得者にそれなりの負担をお願いし現在の6段階から8ないし10段階にふやすこと。3、国保税の減免基準同様、介護保険料の市独自減免措置をつくること。4、利用料の市独自の軽減措置をすること。5、介護崩壊を防ぐためには事業所経営の改善、介護員の労働条件の改善が必須である、国の負担をふやし介護保険料や利用料に連動しない介護報酬の引き上げを、国に対し要望していただきたい。以上、1から5の5点です。

1の介護保険料の引き上げは行わないこと、また、2の保険料の徴収基準額は高額所得者にそれなりの負担をお願いし、現在の6段階から8ないし10段階にふやすことについては、平成21年度、施策上採用されることとなります。3の、国保税の減免基準同様介護保険料の市独自減免措置をつくることについては当市は国保に準じて運用ですので、事実上採用されております。残念ながら、4の利用料の市独自の軽減措置にすることが、かつては激変緩和措置として軽減措置があったが現在は実施されていません。

5の、介護崩壊を防ぐためには事業所経営の改善、介護員の労働条件の改善が必須である。国の負担をふやし、介護保険料や利用料に連動しない介護報酬の引き上げを国に対し要望していただきたいという陳情事項は、まさにそのとおりであります。実際、大変残念なことに在宅介護事業所が福生市で1件、3月末で廃業されると聞いています。介護員の労働条件が劣悪で定着しない問題は、福生市だけの問題ではなく全国的課題です。まさに、これらは国の政治を変えなければ解決できない課題ですので、ぜひ、この陳情を取り上げ、行政も行動すべき課題です。

さてつまりは、この陳情にこたえられない決定的要因は、4、利用料の市独自の軽減措置をすることです。正和会や公明党会派は福生市にお金がないからできないといわけをいたしますが、そんなことはありません。だれにでもわかることです。こんなに立派な市庁舎をつくったではありませんか。利用者の市独自の軽減措置に何十億円もお金がかかりますでしょうか。市庁舎の建設が1年遅れたからといってどれだけの市民が困難に陥りますでしょうか。ところが介護の現場は待ってくれません。年間何千万円かの予算を組んだらどれだけの弱者市民が助かるか。要は、弱者市民の生活に行政の温かい目が向けられているかどうかです。日本共産党は、この陳情者の文頭にある要旨にあるように、私たち市民は安心して、この福生市に住み続けたいと願っている。また、老後の暮らしの安定、福祉、医療、介護の充実を強く望んでいる。それでこそ基本的人権、生存権が大事にされることであると考えたとの立場に深く共感するものです。

以上の考えから、陳情第20-11号、介護保険に関する陳情書に賛意を表明し、本日採択することを求めるものです。

○議長（原島貞夫君） 以上で討論を終わります。

これより陳情第20-11号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第20-11号は、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原島貞夫君) 起立少数と認めます。よって、陳情第20-11号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 暫時休憩いたします。

午後2時28分 休憩

~~~~~

午後2時51分 開議

○議長(原島貞夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告事項がありますので、事務局長から報告いたさせます。

(吉野議会事務局長報告)

1 動議の受理について(別添参照)

2 追加議案の受理について(議員提出議案第2号)(別添参照)

○議長(原島貞夫君) 以上で報告は終わりました。

ただいま報告されました議員提出議案第2号の取り扱いにつきましては、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 大野聰君登壇)

○議会運営委員長(大野聰君) 御指名をいただきましたので、休憩中に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告させていただきます。

本日、議員から議員提出議案1件が提出されましたので、追加日程として組ませていただきました。この議案の取り扱いにつきましては、本日の日程に追加し、日程第30の前に先議するとともに、慎重審議の上、即決願うこととなりました。

以上のとおり、議会運営委員会としては決定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(原島貞夫君) 以上で、報告は終わりました。

新たに提出された議員提出議案第2号を本日の日程第30の前に追加して、先議したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、新たに提出された議員提出議案第2号を本日の日程第30の前に追加し、先議することに決定いたしました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に、日程第28、陳情第21-2号、福生市議会の議場に国旗及び市旗の掲揚を求める陳情書を議題といたします。

本件については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務文教委員長 田村昌巳君登壇)

○13番（田村昌巳君） 御指名をいただきましたので、陳情第21-2号、福生市議会の議場に国旗及び市旗の掲揚を求める陳情書の審査報告をさせていただきます。

委員より、昨年6月に第2次議会改革検討協議会で委員が提案した内容でもあるが、議場というのは、その自治体の中で最終的な意思決定機関であり、非常に重要な場所であるわけで、そのような場所に国旗と市旗を掲げるということは当然のことだと思われる。WBCなどでも選手は日の丸をつけて戦っており、国旗が日の丸だということは、世界的にも認知されており、我々日本の国民も大勢の方は支持されていると思われる。議場に国旗と市旗と一緒に掲揚されて何らおかしいことはないと思っており、陳情者の期待にこたえる意味でも、採択をしていただくことを提案したい、との意見があり、別の委員より、中身については同感であるが、この委員会は、第2次議会改革検討協議会のときに反対した委員がないこと。また、この種の陳情は、必ず反対がついて回るのは現状であり、最後は人数で決めなければいけないが、議会は審議の場であり反対もあるわけだから、慎重な審議をしていくことも議会としての役目があるという思いがあるので、慎重審議を重ねた方がよいと思われるため、継続としたい、との意見がありました。

審議中において、継続とされたいとの意見と本日結論づけたいとの意見があり、起立によりお諮りしたところ、同数となり、私が決することとなったため、本日結論づけることとしました。続いて、起立による採決をしたところ、これも同数となり、私が決することとなったため、採択とすることに決定をいたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり、御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で、報告は終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で、質疑を終わります。

この際、先ほど文書により、奥富議員ほか2名の賛成者から本件を閉会中の継続審査とされたいとの動議が提出され、所定の賛成者がおりますので、本陳情を閉会中の継続審査とする動議を議題とし、採決いたします。

本動議のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者少数）

○議長（原島貞夫君） 起立少数と認め、陳情第21-2号は閉会中の継続審査としないことに決定しました。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

反対者、8番、奥富喜一君。

（8番 奥富喜一君登壇）

○8番（奥富喜一君） 陳情第21-2号、福生市議会の議場に国旗及び市旗の掲揚を求める陳情について反対の討論をさせていただきます。

日の丸掲揚が、宮城遥拝と一体をなす毎日の朝礼の一環として、学校教育の場に登

場したのは1930年代、日本が15年戦争、1931年9月18日からの満州事変、1937年7月7日からの日中全面戦争、1941年12月8日からのアジア太平洋戦争を経て、1945年8月15日の敗戦に至る足かけ15年にわたる一連の戦争に突入した時期に属します。1870年、明治3年10月3日、明治政府は、郵船、商船、軍艦として日の丸を掲げるよう決めました。日の丸が、日本という国家を象徴するものと位置づける法令は、この太政官布告以外には、国旗・国歌法が1999年、平成11年に制定されるまでは存在しませんでした。単に法令が存在しなかっただけでなく、政府は日の丸の掲揚について、1920年代までは全く熱意を持たなかったと言えます。外国人と接触する機会が多い開港場における官公署に関して、日の丸の掲揚を指示する通知が1872年、明治5年に発せられたことがありましたが、1877年、明治10年12月には、すべての官公署に対して、「国旗掲揚するに及ばず候」と命じています。小学校の設備準則中の学校必需品目の規程にも国旗ないし日の丸は含まれていませんでした。日の丸を事実上の国旗とし、その掲揚を推進する政策は、1920年代以降に本格的に登場したものです。1924年、大正13年9月3日、事務次官会議が「国旗掲揚に関する件」として、「国旗は国家の表章として最も敬意を表すべきものなり。国家的祝祭日に当たり、官庁率先して国旗を掲揚し、民間各戸又之を掲ぐるに於いては国家的意識を闡明し、国民的精神統一の一助たらしむことを得ん。」との決定をし、その決定を受けて、国家祝祭日における館長になるべく国旗を掲揚することを定める内務省訓令が発せられました。その後、1931年、昭和6年3月には、議員提案に係る大日本帝国国旗法案が衆議院で可決されましたが、貴族院に送付後廃案となりました。大日本帝国のシンボルとしては既に天皇そのもの及び「御真影」が存在し、旗としても、菊花を描いた「天皇旗」が存在する以上、ほかの旗を国旗とするまでもないと、皇室の藩屏である貴族院が判断したためでしょう。一般の小学校においては、1931年の満州事変以降のことでした。

日の丸は、朝礼における儀式として導入され、かつ宮城遥拝を伴うものでした。「御真影」は余りにも厳かなものであって、日常的儀式に用いるにふさわしくないのです。いわばその代わりとなるカジュアルな視覚的シンボルとして「日の丸」が登場したと言えます。その後の学校教育の場において、日の丸の旗も修身科の一章を割いて取り扱われました。第5期国定修身教科書の国民学校3年用は「日の丸の旗」の章に次のように記述されています。「敵軍を追い払って占領したところに真っ先に高く立てるのは、やはり日の丸の旗です。兵士たちは、この旗の下に集まって、声を限りに万歳を叫びます。日の丸の旗は、日本人の魂と離れることのできない旗です」とあります。日中戦争を報道する記録映画には、日の丸の旗を振って日本軍の行進を歓迎する中国民衆の姿がしばしば紹介され、それが戦争目的の正しさを日本国民に訴える役割を果たしました。ですから、日本軍に征服された外国の民衆にとっては、日の丸こそが大日本帝国を象徴するものでした。

このように、日の丸こそが日本の戦争地域の拡大とともに、軍国日本として世界に象徴されるものになった経過です。日本人310万人、日本の軍人によってアジアの

人々2000万人もの命を奪った悲惨な戦争責任を悔い、日本国憲法前文には、「恒久の平和を念願し、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意するとともに、われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う」と宣言されています。私は小学校3年生か4年生のころ、授業で、国の行為で戦争が始められたこと、「日の丸」「君が代」に象徴される全国民的な同調によって、戦争が起こされ、日本人310万人、日本の軍人によって、アジアの人々2000万人もの命を奪った戦争の事実を初めて知り、その日、家で母親に「なぜ戦争に反対しなかったのか」と責め、私自身はこのとき以来、戦争は自分の身を張ってでも起こさしてはならないとの思いで、生きてきています。あわせて、その戦争の象徴として、私の頭の中には、「日の丸」「君が代」が定着しています。このこだわりこそ、他国に多大な損害を与えた日本国民の名誉ある地位を占める活動であります。議会は、さまざまな思想信条の方が、さまざまな角度から論戦をする場であり、その成果こそが多様性をます日本の未来の社会を大きく支える力です。最も自由であるべき、この議場に特定の考えを押しつけるものを置くということがどれほど、議会の品性を傷つけるものであるかを指摘し、日本国憲法の立場に立ち戻ることを強く願う立場から、陳情第21の2号、福生市議会の議場に国旗及び市旗の掲揚を求める陳情書について反対であることを表明し、本日不採択を主張するものです。

○議長（原島貞夫君） 同じく反対者、9番、阿南育子君。

（9番 阿南育子君登壇）

○9番（阿南育子君） 御指名ですので、福生市議会の議場に国旗及び市旗の掲揚を求める陳情書の採択について反対の立場から討論をいたします。

議場は、さまざまな市民のさまざまに関わるテーマを議論し、決定をしていく場です。この目的からいって、余計な思惑の働くものを上げるべきではないと考えます。特に、この日の丸の旗についての扱いは、社会的に賛否が分かれるところであるのは周知の事実であります。よく引き合いに出されるオリンピックや先日行われたWBCでの日本チームへの応援ですが、あれはユニホームに日の丸がついているから応援しているのではなく、日本選手を応援しているのです。国を愛する心を育てるのに強制があってはならないと考えます。今まで議場になくとも困らなかったのに、なぜ今急いで陳情の採択という重い決定をするのか理解できません。また賛否が分かれるものであれば、両方の意見を聞き、議論をする時間を持つことが民主主義の大原則であると考えます。採択してしまってから上げるまでの間に時間がかかる見込みだからといってまず採択をしてしまい、今回も反対の陳情が出されていても、みなし不採択にされてしまう状況に追い込むのは、市民の気持ちをはねのけてしまうこととなります。反対の意見もしっかりと受けとめ、議論を深めることすらせずに採択してしまったのは非常に残念なことです。議場には、余計な思惑の働く者は掲げるべきではない。また、反対の意見もしっかりと受けとめ議論をして、ゆっくりと、市民の声を受けとめていくべきという2点において、反対であるということを表明し、本日、不採択をお

願いたいと思います。

○議長（原島貞夫君） 以上で、討論を終わります。

これより、陳情第21-2号について、起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。

陳情第21-2号は、委員長の報告のとおり、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者多数）

○議長（原島貞夫君） 起立多数と認めます。よって、陳情第21-2号は委員長の報告のとおり、採択とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第29、議員提出議案第1号、福生市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（議会運営委員長 大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君） 御指名をいただきましたので、議員提出議案第1号、福生市議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、平成20年9月1日付けで地方自治法の一部を改正する法律が施行され、その施行に伴い、同法100条第12項に新たに議会は会議規則の定めるところにより、議案の審査、または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場を設けることができる条文が追加されました。

この改正に伴い、本市議会では、議会の範囲の明確化に関する事項の議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場を新たに設け、市民の方に、より開かれた議会運営を行うため、会議規則の一部を整備する必要が生じたことから改正するものでございます。

概要を御説明申し上げますと、従来、全員協議会、3常任委員会協議会、特別委員会協議会及び議会運営委員会協議会については、閉会中における議会活動が、公務災害の適用がないなどにより、開催できませんでしたが、今回の改正で、閉会中でも議会活動ができるよう議会活動の範囲を広げることや、従来、これらの会議を原則非公開で行っていたものを、今後は、議長の許可による制限付き公開ではありますが、できるだけ公開をしていこうとするものであります。また、正式な議事録についても、作成していこうとするものでございます。

それでは、改正内容を御説明申し上げます。例規集は38ページでございます。それでは、御配付の本会議資料、福生市議会規則の一部改正新旧対照表を御覧ください。左側が改正案、右側が現行ということで、条文については一部省略させていただいておりますが、左側の改正案のまず目次でございますが、目次の第7章、従来は第7章が議員の派遣ということで規定しておりましたが、新たに7章のところに、協議また

は調整を行うための場第158条というのを追加し、以下、議員派遣、補足を繰り下げようとするものでございます。次に、本文でございますが、第1章から第6章は、省略されておりますが、この第7章のところでございますが、このところは従来は、第7章の議員の派遣の規定がされていたんですが、先ほどの目次の変更に伴い、このところに協議または調整を行うための場ということで、入れました。第7章を設け、第158条の第1項を、「法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という)を別表のとおり設ける。」、第2項では、「前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けるときは、議会の議決で決定する。」、第3項は、「前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。」、第4項は、「協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。」という、それぞれの条文を新たに設けようとするものでございます。

なお、先ほど目次のところで申し上げましたが、この条文の追加により、目次と同様に改正前の第7章以下、章及び条文については、それぞれ一条ずつ繰り下げのものとございます。また、新旧対照表の下段につきましては、別表でございますが、158条関係ということで、この158条に基づきます協議及び調整を行う場を規定するものでございまして、名称としては、全員協議会、3常任委員会の協議会、特別委員会協議会及び議会運営委員会協議会を規定し、名称、目的、構成員及び招集権者を位置付けるものでございます。

なお、附則につきましては、この規則は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上でございますが、本提案の御趣旨を御理解いただきまして、本案を原案のとおり御可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、議員提出議案第1号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案

のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、追加日程第1、議員提出議案第2号、総務文教委員会委員長不信任決議を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、田村昌巳君の退席を求めます。

（13番 田村昌巳君除斥）

○議長（原島貞夫君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

（8番 奥富喜一君登壇）

○8番（奥富喜一君） 総務文教委員会委員長不信任決議案、これは、読み上げさせていただきますまして、説明させていただきたいと思います。

常任委員会の審査は、議案、陳情等の内容をよく検討し、可決か否決か、また採択か不採択のいずれがよいかについて結論を出すことにある。また、委員長が臨むべき姿勢は、議会運営をできるだけ円滑に行う立場に立ち、今回のように、可否同数の場合、たった1回の審議で結論を付けてしまう軽挙に出るのではなく、審議を深める立場をとり、継続審査とするのが本来のあり方ではないかと考えます。現在、議場に日の丸等を掲げないでほしい旨の逆の主張の陳情が2件提出されている。これら2件の陳情は、3月議会にかけるための提出期限に間に合わなかったとはいえ、せめて6月議会まで継続審議としても全く問題はないはずであり、そういったことから、委員会は、これらの陳情と合わせて審議に臨もうとするのが、市民の意思を尊重した本来の円滑な議会運営と言えます。今回の委員会の審査で、掲揚に賛成している委員の中にも1回の審議ではなく、慎重に審議すべきとの発言もされているが、こういった発言があるにもかかわらず、委員長は福生市議会の議場に国旗及び市旗の掲揚を求める陳情に採択とした対応は、会議規則には反していないとはいえ、円滑な議事運営を行い、中立な立場で、委員会運営を考えるべき委員長としては、全く配慮を欠いた委員長にふさわしくない行為であり、不信任とするものである。

以上決議する。平成21年3月30日、福生市議会。以上です。

○議長（原島貞夫君） 以上で説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、議員提出議案第2号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者少数)

○議長(原島貞夫君) 起立少数であります。よって、議員提出議案第2号は否決されました。

(13番 田村昌巳君除斥解除)

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に、日程第30、陳情第21-3号、福生市議会議場に日の丸を掲揚することに反対する陳情書について、お諮りいたします。

本件は、ただいま採択された陳情第21-2号と相反する趣旨のものでありますので、会議規則第15条の規定により、議決を要しないものとするに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者多数)

○議長(原島貞夫君) 起立多数と認めます。よって、陳情第21-3号は議決不要とし、不採択とみなします。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に、日程第31、陳情第21-4号、福生市議会の議場を市民のための静ひつな議場の場に保つための陳情書について、お諮りいたします。

本件は、先ほど採択されました陳情第21-2号と相反する趣旨のものでありますので、会議規則第15条の規定により、議決を要しないものとするに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者多数)

○議長(原島貞夫君) 起立多数と認めます。よって、陳情第21-4号は議決不要とし、不採択とみなします。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第32、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び福生市議会会議規則第158条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的、及び派遣議員名等について、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に、日程第33、閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

建設環境及び市民厚生委員長から、目下同委員会において審査中の案件について、会議規則第103条の規定により、お手元に御配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出が5件ありました。

お諮りいたします。

本件申し出の陳情第20-12号、及び陳情第20-13号については、閉会中の

継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、本2件は、申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、残る陳情第20-7号、陳情第20-10号及び陳情第21-1号については、市民厚生委員会において、起立により継続審査となっておりますので、起立により採決いたします。

本3件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者多数)

○議長(原島貞夫君) 起立多数であります。よって、本3件は申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第34、特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会及び議会運営委員会から継続調査の要求がありました。

本件は、お手元に御配付のとおり閉会中の継続調査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、この本件特定事件は閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 以上をもって、本日の日程は、全部終了いたしました。会議を閉じます。

これをもって、平成21年第1回福生市議会定例会を閉会いたします。

午後3時29分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長 原 島 貞 夫

副議長 羽 場 茂

議員 高 橋 章 夫

議員 串 田 金 八

議員 田 村 昌 巳

議員提出議案第1号

福生市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成21年3月26日

提出者	大	野	聰
賛成者	奥	富	喜一
”	乙	津	豊彦
”	高	橋	章夫
”	阿	南	育子
”	田	村	昌巳
”	青	海	俊伯
”	大	野	悦子
”	小	野	沢久

福生市議会議長

原島貞夫様

## 福生市議会会議規則の一部を改正する規則

福生市議会会議規則(平成11年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 懲罰(第152条—第157条)」を  
「第6章 懲罰(第152条—第157条)  
第7章 協議又は調整を行うための場(第158条)」に、  
「第7章」を「第8章」に、「第158条」を「第159条」に、「第8章」を  
「第9章」に、「第159条」を「第160条」に改める。

第159条を第160条とする。

第8章を第9章とする。

第158条を第159条とする。

第7章を第8章とする。

第6章の次に次の1章を加える。

### 第7章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第158条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し  
協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という)を別表のとおり  
設ける。

- 2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第158条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	議会の運営及び市政に関する協議、調整等を行うため	全議員	議長
常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の協議会	委員会所管事項に関する協議、調整等を行うため	議長、副議長及び委員	委員長

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。



陳情第 21-3 号

福生市議会議場に「日の丸」を掲揚することに反対する  
陳情書

## 【陳情要旨】

福生市議会議員の皆様の日ごろの御健闘に敬意を表します。

さて、この度は当市議会に対し、議場に「日の丸を掲揚すべし」との陳情が提出されたと聞き及び、取り急ぎ下記により反対の意見を陳情いたします。

私は女性の要求と、子どもたちの幸せを願って全国で運動をしている女性団体で、平成17年5月に国連のNGOに認定され、世界中の人々と平和を守り、連帯を広げている、新日本婦人の会の一会員です。

「日の丸」は明治2年に日本の陸・海・空軍の旗として決められてから昭和20年の終戦まで、国民が戦争に動員されるシンボリック的役割を果たして来ました。

日本の侵略で苦しめられたアジア近隣の国々には、「日の丸」は、あの忌まわしい記憶に残るものでもあります。

だからこそ、平成11年6月の「日の丸・君が代」を国旗・国歌とする法律成立国会で、「日の丸は戦争遂行に利用された」「アジア近隣諸国にはいまだ信認されていない」「義務づけは考えていない」と政府の答弁があったのです。

平成16年には、明仁天皇は「やはり強制にならないことが望ましい」と発言されています。

しかし、その当時の国会の答弁、約束に反する締め付けが強まっている事実が多く出始め、私は心を痛めています。

十分な国民的な議論もせず、この事実を認めながら、「だから法制化したのだ」と言う政府の答弁には、日本国憲法を全く無視していると考えざるを得ません。国であっても自治体であっても、主権者である住民有権者に選ばれた議員と吏員は「憲法9条」「21条」に基づき国旗の掲揚の強制はできません。

中東方面に給油、支援する「日の丸」のついた自衛隊を報道で見るたびにいつか来た道を思います。

福生市民憲章に沿ったまちづくりであったならば、議場に「日の丸」よりも、市民の育てた樹（盆栽とか花とか）ですがすがしく、落ち着いた議場で、何事も

十分に議論をし、市政を行ってほしいと願っています。

スポーツで、オリンピックで「日の丸」を振って応援し、表彰台の「日の丸」と、議場に掲げられた「日の丸」とは人々には違う雰囲気があります。同一視には違和感を覚えます。

参考までに報告しますが、近隣の市町村ではどこも「日の丸」の掲揚はされていません。

以上の理由で私は、福生市議会議場に「日の丸」の掲揚には反対いたします。

平成 21 年 3 月 3 日

陳情者

福生市北田園 2-24-10

長 田 紀 禰 子 ㊞

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様



陳情第 21-4 号

福生市議会の議場を市民のための静ひつな議論の場に保つための  
陳情書

## 【陳情要旨】

日ごろの議員の皆様の活発な議論に敬意を表します。

新庁舎が完成し、新しい議場でも、ほとんどの議員が取り組む一般質問や、インターネット中継等の議会改革も進められており、市民の関心も高まってきています。

また、福生市には、誇るべき市民憲章があります。

福生市民憲章（昭和 55 年 7 月 1 日制定）

美しく連なる山なみを望み、しずかに流れる多摩川のもと、雑木林と桑畑の武蔵野台地にひらけた福生市は、多くの人たちのたゆみない努力によって発展をつづけています。

私たち市民は、この地をふるさととして愛し、平和を願い、いきいきとした市民のまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

- 1、 私たちは 健康な心と体をつくり 充実した豊かな日々をおくりましょう。
- 1、 私たちは 老人を敬い 子供の健やかな成長につとめ明るい家庭をつくりましょう。
- 1、 私たちは 自然をたいせつにし 花や木を育て 美しい緑のまちをつくりましょう。
- 1、 私たちは 教養を高め 情操を養い 文化の薫るまちをつくりましょう。
- 1、 私たちは たがいに親しみ 助けあい みんなが幸せになるまちをつくりましょう。

さて、昨今、議場に日の丸や市の旗を掲揚しようという意見が散見されます。憲法第 8 章、地方自治法でも、議会は市民生活を左右する重要な立法機関であります。市長も議員も市民から直接選ばれる基礎自治体にとって、ある意味では、与党も野党もないのです。この 100 年に一度と言われる大不況の真ただちにおいて、市民の疲弊も憂慮され、議場での議論への期待が高まるところで

す。

市民にとっての重要な議論は、あらゆる予断や、影響を与えない、簡素にして静ひつな議場でこそ成果が上がるのではないのでしょうか。

市民のための「予断」なき議論を期待し、議場内に、すべての旗、ポスター、チラシなどの展示物の掲示をしないことを陳情いたします。

平成 21 年 3 月 3 日

陳情者

福生市南田園 3-16-34

安 永 弘 紀 ㊞

福生市熊川 254-1

シルバーピア 202 号室

鈴 木 金 吾 ㊞

福生市福生 2145N-3

岡 本 法 子 ㊞

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様



写

福 監 発 第 8 2 号  
平成 2 1 年 3 月 1 9 日

福生市長 加 藤 育 男 様  
福生市議会議長  
原 島 貞 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強  
同 高 橋 章 夫

平成 2 1 年 1 月 分 例 月 出 納 検 査 の 結 果 に つ い て

このことについて、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検 査 日 2 月 2 5 日 (水)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成 2 1 年 1 月 中 に お け る 会 計 管 理 者 の 権 限 に 属 す る 現 金 の 出 納 状 況 並 び に 関 連 事 項。
- 4 結 果 1 月 中 に お け る 現 金 の 出 納 状 況 に つ い て 関 係 帳 簿 及 び 証 拠 書 類 の 検 査 を 実 施 し た 結 果、1 月 末 日 に お け る 収 支 の 状 況 は 別 紙 の と お り で 計 数 上 の 誤 り は 認 め ら れ な か っ た。



## 平成 21 年 1 月分

平成 20 年度

## 1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

会 計 名	予算現額	本 月 中 歳 入 額	本 月 末 歳 入 累 計 額	収 入 率	本 月 末 現 在 高
		本 月 中 歳 出 額	本 月 末 歳 出 累 計 額	執 行 率	
一 般 会 計	千円 21,076,190	1,333,290,869	15,158,947,117	71.9	△7,405,144
		1,035,494,998	15,166,352,261	72.0	
国 保 会 計	6,301,262	453,387,812	4,377,021,715	69.5	運 350,000,000
		494,685,034	4,642,141,141	73.7	△265,119,426
老人保健医療会計	444,656	0	365,723,652	82.2	41,650,913
		10,318,020	324,072,739	72.9	
下水道事業会計	1,607,694	31,598,270	1,124,550,138	69.9	203,196,482
		91,525,575	921,353,656	57.3	
介護保険会計	2,852,445	198,273,450	2,140,408,377	75.0	73,102,216
後期高齢者 医療会計	754,435	221,237,113	2,067,306,161	72.5	
		48,027,600	543,262,700	72.0	33,448,168
		63,032,371	509,814,532	67.6	
受託水道事業会計	375,345	3,162,834	241,175,946	64.3	23,906,668
		16,485,332	217,269,278	57.9	
合 計	33,412,027	2,067,740,835	23,951,089,645	71.7	運 350,000,000
		1,932,778,443	23,848,309,768	71.4	102,779,877

## 2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	66,264,868	250,454,766	259,385,524	57,334,110
都 税	163,694,559	169,750,981	163,694,559	169,750,981
合 計	229,959,427	420,205,747	423,080,083	227,085,091

## 3 基金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
退職手当特別 負担金準備基金	117,228,657	0	0	117,228,657
庁舎建設基金	85,091,622	0	0	85,091,622
都市施設整備基金	1,333,081,344	0	0	1,333,081,344
育英基金	15,350,000	0	0	15,350,000
市営住宅等管理基金	352,839,918	0	0	352,839,918
財政調整基金	運△460,000,000 1,665,857,737	戻 200,000,000 0	運 90,000,000 0	運△350,000,000 1,665,857,737
学校施設等整備基金	1,420,323,343	0	0	1,420,323,343
ふるさと人づくり まちづくり基金	413,782,023	0	0	413,782,023
介護給付費準備基金	71,526,722	0	0	71,526,722
再編交付金事業基金	145,008,000	0	0	145,008,000
中小企業振興資金 融資一時補てん基金	2,000,000	0	0	2,000,000
国保高額療養費 等資金貸付基金	4,685,613	返 1,696,361	貸 381,974	6,000,000
合 計	運△460,000,000 5,626,774,979	戻 200,000,000 1,696,361	運 90,000,000 381,974	運△350,000,000 5,628,089,366

・運は運用金    ・貸は貸付金    ・戻は戻入金    ・返は返済金



改正案	現行	備考												
<p>目次 第1章～第5章 略 第6章 懲罰 (第152条—第157条) 第7章 協議又は調整を行うための場(第158条) 第8章 議員の派遣 (第159条) 第9章 補則 (第160条) 附則</p> <p>第1章～第6章 略 第7章 協議又は調整を行うための場 (協議又は調整を行うための場) 第158条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場 (以下「協議等の場」という) を別表のとおり設ける。 2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>第8章 略</p> <p>第159条 略</p> <p>第9章 略</p> <p>第160条 略</p> <p>別表 (第158条関係)</p>	<p>目次 第1章～第5章 略 第6章 懲罰 (第152条—第157条) 第7章 議員の派遣 (第158条) 第8章 補則 (第159条) 附則</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章 略</p> <p>第158条 略</p> <p>第8章 略</p> <p>第159条 略</p>	<p>地方自治法第100条第12項の追加による改正</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的</th> <th>構成員</th> <th>招集権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全員協議会</td> <td>議会の運営及び市政に関する協議、調整等を行うため</td> <td>全議員</td> <td>議長</td> </tr> <tr> <td>常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の協議会</td> <td>委員会所管事項に関する協議、調整等を行うため</td> <td>議長、副議長及び委員</td> <td>委員長</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	構成員	招集権者	全員協議会	議会の運営及び市政に関する協議、調整等を行うため	全議員	議長	常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の協議会	委員会所管事項に関する協議、調整等を行うため	議長、副議長及び委員	委員長		<p>協議、調整を行うための場の規定</p>
名称	目的	構成員	招集権者											
全員協議会	議会の運営及び市政に関する協議、調整等を行うため	全議員	議長											
常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の協議会	委員会所管事項に関する協議、調整等を行うため	議長、副議長及び委員	委員長											



議員提出議案第2号

総務文教委員会委員長不信任決議

上記の議案を提出する。

平成21年3月30日

提出者 奥 富 喜 一

賛成者 大 野 悦 子

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

## 総務文教委員会委員長不信任決議

常任委員会の審査は、議案、陳情等の内容をよく検討し、可決か否決か、また、採択か不採択のいずれがよいかについて結論を出すことにある。

また、委員長が臨むべき姿勢は、議会運営をできるだけ円滑に行う立場に立ち、今回のように可否同数の場合、たった1回の審議で結論をつけてしまう軽挙にでるのではなく、審議を深める立場をとり、継続審査とするのが本来のあり方ではないかと考える。

現在、議場に日の丸等を掲げないでほしい旨の逆の主張の陳情が2件提出されている。これら2件の陳情は、3月議会にかけるための提出期限に間に合わなかったとはいえ、せめて6月議会まで継続審議としても全く問題はないはずであり、そういったことから委員会は、これらの陳情と合わせて審議に臨もうとするのが、市民の意思を尊重した本来の円滑な議会運営と言える。

今回の委員会の審査で、掲揚に賛成している委員の中にも、一回の審議でなく慎重に審議すべきとの発言もされているが、こういった発言があるにもかかわらず、委員長は、福生市議会の議場に国旗及び市旗の掲揚を求める陳情に採択とした対応は、会議規則には反していないとは言え、円滑な議事運営を行い、中立な立場で委員会運営を考えるべき委員長としては、全く配慮を欠いた、委員長にふさわしくない行為であり、不信任とするものである。

以上、決議する。

平成21年3月30日

福 生 市 議 会

平成 21 年 3 月 23 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

総務文教委員長 田 村 昌 巳 閣

総務文教委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

事件番号	件 名	議決結果
議案第 2 号	福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 1 号	福生市の一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 3 号	福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 4 号	福生市庁舎建設基金条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 5 号	福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 13 号	福生市安全安心まちづくり条例	原案可決
議案第 17 号	平成 20 年度福生市一般会計補正予算（第 5 号）（歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分）	原案可決
議案第 28 号	福生市自転車駐車場の指定管理者の指定について	原案可決



平成 21 年 3 月 17 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

建設環境委員長 乙 津 豊 彦 団

建設環境委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

事 件 番 号	件 名	議決結果
議案第 11 号	福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 14 号	福生市中小企業振興資金融資一時補てん基金条例を廃止する条例	原案可決
議案第 17 号	平成 20 年度福生市一般会計補正予算(第 5 号) (歳出予算のうち建設環境委員会所管分)	原案可決
議案第 20 号	平成 20 年度福生市下水道事業会計補正予算(第 2 号)	原案可決
議案第 26 号	平成 21 年度福生市下水道事業会計予算	原案可決
議案第 27 号	平成 21 年度福生市受託水道事業会計予算	原案可決



平成 21 年 3 月 18 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

市民厚生委員長 阿 南 育 子 団

市民厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

事 件 番 号	件 名	議決結果
議案第 6 号	福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 7 号	福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 8 号	福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 9 号	福生市介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 10 号	福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 12 号	福生市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例	原案可決
議案第 17 号	平成 20 年度福生市一般会計補正予算(第 5 号) (歳出予算のうち市民厚生委員会所管分)	原案可決
議案第 18 号	平成 20 年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)	原案可決

事件番号	件名	議決結果
議案第 19 号	平成 20 年度福生市介護保険特別会計補正 予算 (第 2 号)	原案可決
議案第 22 号	平成 21 年度福生市国民健康保険特別会計 予算	原案可決 (起立採決)
議案第 23 号	平成 21 年度福生市老人保健医療特別会計 予算	原案可決
議案第 24 号	平成 21 年度福生市介護保険特別会計予算	原案可決 (起立採決)
議案第 25 号	平成 21 年度福生市後期高齢者医療特別会 計予算	原案可決 (起立採決)

平成 21 年 3 月 13 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

平成 21 年度福生市一般会計

予算審査特別委員会

委員長 串 田 金 八

平成 21 年度福生市一般会計予算審査

特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

事件番号	件 名	議決結果
議案第 21 号	平成 21 年度福生市一般会計予算	原案可決 (起立採決)



平成 21 年 3 月 18 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

市民厚生委員長 阿 南 育 子 団

市民厚生委員会陳情審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

事 件 番 号	件 名	議 決 結 果
陳情第 20-11 号	介護保険に関する陳情書 (平成 20 年 11 月 20 日受理)	不採択 (起立採決)



平成 21 年 3 月 23 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

総務文教委員長 田 村 昌 巳 閣

総務文教委員会陳情審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

事 件 番 号	件 名	議 決 結 果
陳情第 21-2 号	福生市議会の議場に国旗及び市旗の掲揚を求める陳情書 (平成 21 年 2 月 23 日受理)	採 択 (起立採決)



陳情第21の2号を閉会中の継続審査とする動議

平成21年3月23日の総務文教委員会で採択となりました陳情第21の2号、福生市議会の議場に国旗及び市旗の掲揚を求める陳情書につきましては、反対する陳情も出されており、それらも含めて慎重に審議するべきであり、閉会中の継続審査とするよう動議を提出します。

平成21年3月30日

提出者 奥 富 喜 一

賛成者 阿 南 育 子

” 大 野 悦 子

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様



平成 21 年 3 月 17 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

建設環境委員長 乙 津 豊 彦 閣

建設環境委員会閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、福生市議会会議規則第 103 条の規定により申し出ます。

事 件 番 号	件 名
陳情第 20-12 号	都市再生機構が家賃改定で値上げを行わないことなどを求める意見書に関する陳情書 (平成 20 年 11 月 21 日受理)
	理由   なお慎重に調査研究を要するため



平成 21 年 3 月 18 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

市民厚生委員長 阿 南 育 子 氏

市民厚生委員会閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、福生市議会会議規則第 103 条の規定により申し出ます。

事 件 番 号	件 名
陳情第 20-7 号	障害者自立支援法の「定時改正」における抜本的見直しを求める意見書提出に関する陳情書 (平成 20 年 8 月 22 日受理) (起立採決)
	理由   なお慎重に調査研究を要するため
陳情第 20-10 号	福祉施設・保育所の最低基準を維持し、保育所の直接契約方式を導入しないよう、国に対し意見書採択を求める陳情書 (平成 20 年 9 月 17 日受理) (起立採決)
	理由   なお慎重に調査研究を要するため
陳情第 20-13 号	国籍法改正に関する陳情書 (平成 20 年 12 月 8 日受理)
	理由   なお慎重に調査研究を要するため
陳情第 21-1 号	後期高齢者医療制度に関する陳情書 (平成 21 年 2 月 12 日受理) (起立採決)
	理由   なお慎重に調査研究を要するため



## 特 定 事 件 継 続 調 査 事 項 表

(平成 21 年 3 月 30 日第 1 回定例会 5 日目)

### 総務文教委員会

- 1 行政機構及び職務内容について
- 2 広域行政圏について
- 3 学校教育について
- 4 社会教育について
- 5 安全安心対策について

### 建設環境委員会

- 1 都市基盤整備について
- 2 商工業・観光対策について
- 3 工事の進捗状況について
- 4 駐車場対策について
- 5 公害対策について
- 6 塵芥、し尿対策について
- 7 緑化対策について
- 8 交通安全対策について
- 9 環境対策について

### 市民厚生委員会

- 1 福祉対策について
- 2 保健衛生対策について
- 3 窓口業務について
- 4 介護保険について
- 5 子育て支援について



## 特 定 事 件 継 続 調 査 事 項 表

(平成 21 年 3 月 30 日第 1 回定例会 5 日目)

### 議会運営委員会

- 1 定例会・臨時会の会期等議会運営について
- 2 議会だよりの編集及び発行について
- 3 福生市議会会議規則等について
- 4 議場施設等について
- 5 議会改革について

